

## 会 議 録 目 次

令和3年第1回海田町議会定例会（第1日目）

令和3年2月2日（火）午前9時00分 開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第2	会期の決定について……………	5
日程第3	発議第1号 西田町長に対する問責決議案……………	6
日程第4	諸般の報告	
	①議会報告……………	9
	②災害防止対策等調査特別委員会中間報告……………	10
	③庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会中間報告……………	10
	④議会改革特別委員会中間報告……………	11
	⑤行政報告……………	12
日程第5	報告第1号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について……………	14
日程第6	諮問第1号 人権擁護委員の推薦について……………	15
日程第7	承認第1号 専決処分をした事件の承認について（令和2年度海田町一般会計補正予算（第8号））……………	16
日程第8	第1号議案 工事請負契約の締結について（海田町新庁舎建設等工事（建築））……………	17
日程第9	第2号議案 海田町私債権管理条例の制定について……………	20
日程第10	第3号議案 行政手続等における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……………	24
日程第11	第4号議案 海田町美しいまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について……………	28
日程第12	第5号議案 日雇労働者就職支度金の貸付に関する条例を廃止する条例の制定について……………	41
日程第13	第6号議案 海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制	

		定について……………	42
日程第14	第7号議案	道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	44
日程第15	第8号議案	令和2年度海田町一般会計補正予算（第9号）……………	46
日程第16	第9号議案	令和2年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）……………	46
日程第17	第10号議案	令和2年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）……………	46
日程第18	第11号議案	令和2年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）……………	46
日程第19	施政方針……………		53
		（延 会）……………	61

令和3年第1回海田町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 令和3年2月2日(火)  
2. 招集の場所 海田町議会議事堂  
3. 開会(開議) 2月2日(火)9時00分宣告(第1日)

4. 応招議員(15名)

1番	玉川真里	2番	小田久美子
3番	富永やよい	4番	大高下光信
5番	大江康子	6番	欠員
7番	下岡憲国	8番	住吉秀公
9番	宗像啓之	10番	久留島元生
11番	岡田良訓	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員(15名)

1番	玉川真里	2番	小田久美子
3番	富永やよい	4番	大高下光信
5番	大江康子	7番	下岡憲国
8番	住吉秀公	9番	宗像啓之
10番	久留島元生	11番	岡田良訓
12番	多田雄一	13番	崎本広美
14番	前田勝男	15番	佐中十九昭
16番	桑原公治		

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

町	長	西田祐三
副町	長	櫻竜俊
教育	長	佐々木智彦
企画部	長	鶴岡靖三
総務部	長	丹羽勤
福祉保健部	長	森川雅枝
建設部	長	久保田誠司
教育	次長	伊藤仁士
下水道担当	参事	龍岩広幸
建設部	次長	門前誠司
企画	課長	鎌田浩一
魅力づくり推進	課長	中下義博
財政	課長	吉本真人
総務	課長	中村修介
税務	課長	片山茂
防災	課長	宮垣将司
町民生活	課長	水川綾子
住民	課長	近森茂
社会福祉	課長	杉本幸穂
こども	課長	新藤正敏
長寿保険	課長	岩本宏美
保健センター	所長	森原知美
建設	課長	木村生栄
上下水道	課長	早稲田誠
学校教育	課長	森山真文
生涯学習	課長	脇本健二郎

新庁舎整備室長 山田長秀

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 倉 本 勇 登  
主 査 水 野 啓 太  
主 任 辻 千 奈 美

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 発議第1号 西田町長に対する問責決議案
- 日程第4 諸般の報告
- ①議会報告
  - ②災害防止対策等調査特別委員会中間報告
  - ③庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会中間報告
  - ④議会改革特別委員会中間報告
  - ⑤行政報告
- 日程第5 報告第1号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び  
広島県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第7 承認第1号 専決処分をした事件の承認について（令和2年度海田町一般会計  
補正予算（第8号））
- 日程第8 第1号議案 工事請負契約の締結について（海田町新庁舎建設等工事（建築））
- 日程第9 第2号議案 海田町私債権管理条例の制定について
- 日程第10 第3号議案 行政手続等における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する  
条例の制定について
- 日程第11 第4号議案 海田町美しいまちづくり条例の一部を改正する条例の制定につい  
て
- 日程第12 第5号議案 日雇労働者就職支度金の貸付に関する条例を廃止する条例の制定  
について

- 日程第13 第6号議案 海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第7号議案 道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 第8号議案 令和2年度海田町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第16 第9号議案 令和2年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 第10号議案 令和2年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 第11号議案 令和2年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 施政方針
- 日程第20 一般質問
- 日程第21 第12号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 第13号議案 海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 第14号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 第15号議案 令和3年度海田町一般会計予算
- 日程第25 第16号議案 令和3年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第26 第17号議案 令和3年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 第18号議案 令和3年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第28 第19号議案 令和3年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 第20号議案 令和3年度海田町水道事業会計予算
- 日程第30 委員会提出議案第1号 海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、令和3年第1回海田町議会定例会を開会いたします。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしておりますので、御了承ください。なお、本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓を開放しておりますので、

併せて御了承ください。

直ちに、本日の会議を開きます。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）皆様、改めまして、おはようございます。本日、令和3年第1回海田町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。本定例会には、報告1件、諮問1件、承認1件、契約認定1件、条例制定1件、条例改正7件、条例廃止1件、補正予算4件、当初予算6件を提出しております。議員の皆様におかれましては、十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。以上、定例会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第30に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、14番、前田議員、15番、佐中議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から2月16日までの15日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日から2月16日までの15日間と決めます。

この際、議長よりお願いをいたします。議員の皆様におかれましては、質問・質疑に当たっては、地方自治法及び会議規則の品位の保持、品位の尊重の規定により、十分留意の上、御発言ください。次に、執行部におかれましては、質問・質疑の内容を十分に理解の上、メモを取るなどして、答弁漏れのなきよう、的確で分かりやすい答弁をしてください。なお、質問・質疑の内容が不明なときには、議会基本条例及び会議規則の趣意の確認の規定により、議長の許可を受けて、内容を確認の上、答弁をしてください。最後に、発言される際には、声が聞き取りやすいよう、マイクを立てて、ゆっくりと発

言をしてください。以上の点をお願いいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）日程第3、発議第1号、西田町長に対する問責決議案を議題といたします。

提案者より説明を求めます。下岡議員。

○7番（下岡）7番議員、下岡です。決議案を読み上げることで、提案理由の説明とさせていただきます。

西田町長に対する問責決議案。西田町長の5年間の町政を評価すれば、パフォーマンスにばかり熱心で、政策の中身は空っぽで無為無策、見るべき業績はない。1期目の町長選出馬時、県海田庁舎跡地への庁舎移転を一丁目一番地政策と位置付けて推進されている。事業を推進した結果、県との用地取得契約において、県に瑕疵担保責任を求めない条項の契約を行い、その後に土壌調査を行ったために、本来は県負担となるべきヒ素土壌汚染対策費を負担せざるを得なくなった。平成30年7月の西日本豪雨災害に際しても、救助活動や被災者支援が遅れ、多くの批判を受けた。それを教訓に避難体制を再構築中であるが、避難行動要支援者への支援体制等は遅々として進んでいない。災害復旧工事も本年3月が完了予定と説明しながら、計画策定及び工事管理が不十分なため、終了見込みが5年度にずれ込んでいる。町長は実態を把握せず対策も打たれていないように見える。また、政策立案過程が不透明である。旧千葉家住宅の納屋を千葉蔵に改装する事業や災害避難時非常用電源確保と説明する学校屋上等へのソーラー設置は、住民福祉と関係ない民間支援であり、その発想自体理解に苦しむ。併せて、行政財産を目的外使用する手続についても全く検討せず推進し、手続にも問題があった。インフラ整備についても、例えば三迫地区の幹線道である町道6号線バイパス事業は地元で約束したにもかかわらず、完成への努力をしようとせず、なぜか地元要望と異なる町道143号線道路改良事業を強引に推し進めている。民意を無視したやり方は批判されてしかるべきである。中学校給食導入を評価する声もあるが、最初、デリバリー方式を提案し、その後、議会をはじめ保護者等の猛反発にあつて撤回し、何とかセンター方式にたどり着いたもので、町長のリーダーシップで実現したとは言えない。町長は熱心にイベント等に顔を出しておられるようだが、挨拶だけで住民ニーズはつかめない。必要なのは対話であり、パフォーマンスではなく、しっかりとニーズを把握した上で可否を答えるべきである。議会に対しても率直かつ丁寧に自分の考えや思いを説明すべきであるが、意思疎通が全く図れていない。議会は令和2年3月定例会において、西田町長に対する問責決議案を

可決したが、西田町長には反省した様子もなく、姿勢に変化はない。よって、町長自らの責任を果たすことと、更なる反省を強く求める。以上、決議する。以上でございます。皆さんの御賛同をお願いします。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。大高下議員。

○4番（大高下）4番、大高下です。今の提案なんですが、内容については一つ一つ聞かないんですが、この提案のとおり、事業の進め方とか不手際はあったと思いますけど、その都度、やっぱり議会には説明してこられたと私は思っております。そういう中で、やっぱりそれなりの対応もしてこられましたし、そういう中において、問責決議というのはちょっと重いものであると考えておりますので、慎重に対応が必要ではないかと思いますが、どうですか。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）今、議員が御指摘のとおり、いろいろ不手際があったから問責決議案、それで一番大きな問題は最後にも書いていますように、いろいろ不手際があったにもかかわらず、従来と変わらない基本的な姿勢で対応しているということで、改める姿勢がないからしっかりと反省していただくという意味で、再度、問責決議案を出しているということでございます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、一つあったのが、終わり頃に、143号線云々というのが責任の一端であると、こういうことではありますが、これは前町長からですね、平成15年頃からの事業なんですね。行政は一貫してつなげてやるのは当然であろうと、このように考えますが、それが意にならんから、その責任を問うというのはどうなのか、この辺についてのまず提案者の考えを一つお尋ねしてみたいと、こういうふうに思います。それから、土壌汚染が云々というような文言がありました。庁舎の建設用地として、つい最近まで使われておった用地であると、こういうことで、そこに土壌汚染があるのかどうか、それが事前調査を義務付けられておるものかどうか、その事前調査の義務性といいますか、これの根拠を何をもって言われるのか。結果はそうであったとしても、事前に調査の義務というのはどういう法でもって課せられておるのかどうか。当然、提案理由の中にもありましたように、防災の拠点ということもありますので、町民の福祉といいますか、緊急時の対応のためにいち早くそういう庁舎の耐震、十分それに耐え

られるものを設置、急ぐというのは当然の行政としての義務であろうとこういうふう  
思うんですが、この辺のことについて3点ほどお尋ねします。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） まず、第1点の143号線ですけれども、これにつきましては、地元の住民は  
従来から、既にある串掛林道の仮設道路を町道に整備してほしいと言って、過去に、最  
初は平成4年5月に地区住民二十数名が署名して判を押して、町長に出した。それ以降  
も平成27年5月に地元自治会は自治会長と副会長名で、やはり同じように出している。  
そして、今回も同じこの案が出た後も、昨年1月にも地区の住民40名は同じように、  
従来今の串掛林道のあれをやってほしいと言っているわけで、地元は一つも、今の現  
在の143号線、町が今計画している田んぼの真ん中に道をつけてくれという要望はして  
いないわけです。何で、そういったことを、地元の要望を無視して、道路をやるのかと、  
おかしいじゃないかと、これが第1点目のことでした。それで、第2点目のヒ  
素汚染土壌については、今、質問された方も委員長ですから御存じだと思いますけれど  
も、土壌汚染対策法では3,000平米以上の土地を開発するときには調査しなさいという  
ことが法令で決まってるわけです。この実施について、結果が出る前に、町は契約を結  
んでるわけです。別にこの調査結果が出た後で契約すれば、町が費用負担するというこ  
とにはならなかったし、もう一つは、瑕疵担保責任ということについて、契約で本来普  
通の民間取引であれば当然に瑕疵担保責任、売主にあると、これは法律でも認められて  
いることなんですけれども、町は契約書において、この瑕疵担保責任を求めないと、契  
約後にですよ、そういった数量の不足だとか、瑕疵が発見されても、町は賠償責任も求  
めないし、契約の破棄もしないし、減額もしないと、こういう意向で、町自ら、瑕疵担  
保責任を放棄しているわけです。それともう一つ、早期に現庁舎に耐震性がないからと  
いうことで、町長、説明されている、早く移転しなきゃいけないと、これはみんな認め  
てる話です。だけど、早く移転しなきゃいけないことと手続を適正にやるということと  
は全く別の問題ですから、やはり手続というのは適正に進めていただきたい、そういう  
ことでございます。

○議長（桑原） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。発議第1号は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。町長はこの結果を真摯に受け止め、信頼回復に努めてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、議会の動きとして、12月の定例会以降の主なものを報告いたします。

初めに、令和2年12月23日に安芸地区衛生施設管理組合定例会が開催されましたので、組合議会議員であります私から、議会の概略について御報告をいたします。それでは、令和2年12月23日に開催されました令和2年度第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御報告いたします。第2回定例会におきましては、報告1件、人事案件1件、専決処分承認2件、条例改正、条例制定、条例廃止7件、決算認定1件、補正予算2件が提出されました。まず、報告としまして、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規則の変更につきましての専決処分の報告がありました。次に、人事案件としまして、監査委員の選任がありました。府中町議会議長の益田芳子氏が全会一致で選任されました。続いて、専決処分の承認として、職員の給与に関する条例の一部改正について及び組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてが提出され、いずれも全会一致で承認されました。続いて、条例改正としまして、職員の給与に関する条例の一部改正について、安芸地区衛生施設管理組合監査委員条例の一部改正について、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について及び職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正、条例改正として管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、条例廃止として昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく責務の免除に関する条例の廃止についてが提出され、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。続いて、決算認定といたしまして、令和元年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算認定についてが提出され、監査委員から各会計とも適正に処理されていることの報告を受け、全会一致で認定されました。次に、補正予算として、令和2年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算及び令和2年度安芸地区広域ごみ焼却場事業各会計補正予算が提出

されました。いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。なお、関係書類は議会事務局に保管をしておりますので、御覧いただきたいと思ひます。以上で、令和2年度第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についての報告を終わります。

なお、12月定例議会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付をしておりますので、併せて御参照ください。委員会関係資料は議会事務局に保管をしておりますので、必要な方は御覧いただきたいと思ひます。

続きまして、町議会議員として、15年在職の久留島議員が全国町村議会議長会の自治功勞者表彰を受賞されましたので御報告をいたします。以上で議会報告を終わります。

続きまして、災害防止対策等調査特別委員会中間報告について、委員長より申出がございまして、これを許します。災害防止対策等調査特別委員会、岡田委員長。

○11番（岡田）災害防止対策等調査特別委員会委員長の岡田でございます。それでは、災害対策等調査特別委員会の中間報告をさせていただきます。

平成31年3月定例会の中間報告以降の本委員会は、令和元年5月9日に第11回委員会から令和3年1月19日の第16回委員会まで計6回の委員会を開催いたしました。調査の概要及び結果でございますけれども、主に執行部から、平成30年7月豪雨災害に関する状況報告やそれに伴う防災体制の強化、防災に関する条例、地域防災計画などについて説明を受け、各委員から活発な質疑や意見が出されました。また、議会としても、この災害を経験し、災害時の議員の活動や役割を再認識するために、海田町災害時行動規準を策定し、活動の指標とするとともに、災害時の円滑な活動のために防災服を揃えました。詳細につきましては、お手元に配付をしている報告のとおりでございます。最後に、平成30年7月豪雨災害から復旧・復興はまだ道半ばでございますが、ここまで復旧・復興に御尽力をされた皆さんに感謝するとともに、今後、二度と災害を起こさないよう、執行部と議会が一丸となって災害対策に努めていく必要があります。当委員会では引き続き調査研究を行ってまいります。以上で、災害防止対策等調査特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略いたします。以上で、災害防止対策等調査特別委員会の中間報告を終了いたします。

続きまして、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会の中間報告について、委員長より申出がございまして、これを許します。庁舎建設及び広島市

東部地区連続立体交差事業調査特別委員会、前田委員長。

○14番（前田）委員長の前田でございます。委員会の中間報告をさせていただきます。

平成30年9月定例会の中間報告以降、本委員会は平成30年5月28日の第10回委員会から令和3年1月19日の第24回委員会までの計15回の委員会を開催しました。詳細につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりです。それぞれの内容については、個々には申し上げませんが、特に新庁舎建設に係る庁舎については委員から様々な意見が出され、活発な議論が交わされました。全て重要な案件ではありますが、中でも新庁舎建設事業費の財源について、スケジュールについて、土壌汚染対策についての費用などについては、情報の更新や見直しがあるたびに委員会を開催し、審議を重ねてきました。役場庁舎が防災拠点としての重要な機能を担っていること、また広島市東部地区連続立体交差事業と密接な関連があることから、スケジュールの遅延防止だけでなく、早期の完成を目指すため、今後も議会として動向を注視していく必要があると考えます。当委員会では引き続き庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業について調査研究を行ってまいります。簡単ではありますが、以上で委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略いたします。以上で、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会中間報告を終了いたします。

続きまして、議会改革特別委員会中間報告について、委員長より申出がございますので、これを許します。議会改革特別委員会、多田委員長。

○12番（多田）議会改革特別委員長、多田でございます。それでは、議会改革特別委員会調査事項についての報告を行います。

本委員会では、平成29年5月16日の第1回委員会から令和3年1月19日の第23回委員会まで23回の委員会を開催し、議会改革に関する諸問題の調査研究を重ねてまいりました。調査概要及び結果でございますが、個々の内容については多岐にわたるため、本席での発表は控えさせていただきますが、毎回、各委員から活発な質疑や意見が出されたことを述べておきます。次に、本委員会での主な改革事項でございますが、本会議開会・閉会時の挨拶の実施、議場への国旗・町旗の掲出、自治会長等との兼務をしないこととする申合せ、予算委員会の特別委員会化及び常任委員会を再編するための条例改正、欠席事由及び出産時の産前産後休暇期間を明確化するための規則改正、選挙カーによる指

名連呼の選挙活動を自粛する申合せなどがございました。詳細につきましては、お配りした調査報告書を御覧いただきたいと思っております。最後に、本委員会では議会改革及び活性化等について調査研究を実施し、一定の効果を上げてまいりましたが、議会として更なる活性化、議会の充実を推し進める必要があると考えております。以上で、議会改革特別委員会の報告を終わります。

- 議長（桑原）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略いたします。以上で、議会改革特別委員会中間報告を終わります。

続きまして、行政報告について町長より申出がございますので、これを許します。町長。

- 町長（西田）それでは、12月定例議会後の行政執行の状況について御報告いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、1月31日現在、45名の陽性患者が確認されており、県と連携しながら情報収集を行うとともに、住民に対し、ホームページや町内放送等で情報提供及び注意喚起を行いました。海田町新型コロナウイルス感染症対策本部会議につきましては、1月31日現在、65回開催し、対応方針などについての協議を行いました。また、住民に対し、新型コロナウイルスワクチンを円滑かつ速やかに接種するため、ワクチン接種対策班を設置し、全庁的な実施体制を確保しました。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援等でございますが、中小企業等の融資を受けるためのセーフティネット保証関連の申請は、1月27日現在、359件となっております。

次に、海田町感染防止対策地域経済応援クーポン発行事業でございますが、使用期間が12月31日に終了し、最終的な使用率は87.8パーセントとなりました。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親家庭を支援するためのひとり親世帯臨時特別給付金につきましては、12月23日に対象の225世帯に再支給いたしました。

次に、庁舎整備についてでございますが、1月25日に新庁舎の建設工事のうち、建築の条件付一般競争入札を執行しました。本工事につきましては、本定例会に契約締結の議案を提出させていただいております。

次に、東京2020オリンピックについてでございますが、12月20日に織田幹雄スクエア

において、聖火の展示を実施いたしました。実施に当たっては、感染症の拡大防止の観点からウェブ配信のみとしました。当日は海田町出身でフリーアナウンサーの国光かよこさんと対談を行い、オリンピックの機運醸成を図るとともに、町の魅力、今後のまちづくりについて広く発信いたしました。

次に、災害支援協定の締結についてでございますが、12月9日には王子コンテナ株式会社と災害時における物資の調達に関する協定を、12月11日には株式会社にしき堂海田工場と災害時における井戸水の使用に関する協定を、12月21日には松田葵段ボール株式会社と災害時における物資の調達に関する協定を締結いたしました。

次に、12月16日に開催を予定しておりました海田町自主防災リーダー育成講座と、1月10日に開催を予定しておりました海田町消防出初式につきましては、感染症の感染拡大防止の観点から開催を中止いたしました。なお、1月10日、海田町役場において、消防団員12名の長年の功績をたたえる表彰式を開催いたしました。当日は代表者のみ出席とし、その他の表彰者はリモートでの参加といたしました。

次に、海田町くらしの安心・サポートセンター運営事業受託候補者の選定につきましては、2者から企画提案があり、審査により、特定非営利活動法人FOOT&WORKを受託候補者として決定し、今後、契約手続を進めていくこととしております。また、昨年末の閉庁日の12月29日に、くらしの安心・サポートセンターを、30日、31日の両日に役場社会福祉課を、生活に困窮する方の臨時的相談窓口として開設しました。

次に、海田町ひきこもり対策推進事業運営業務受託候補者の選定につきましては、審査により特定非営利活動法人FOOT&WORKを受託候補者として決定し、今後、契約手続を進めていくこととしております。

次に、海田小学校区児童クラブと海田西小学校区児童クラブの運営業務受託候補者の選定につきましては、2者から企画提案があり、審査により、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を受託候補者として決定し、委託契約を締結し、4月1日から継続して運営を委託する予定でございます。

次に、学校教育につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る基本的対策に引き続き取り組むとともに、冬季休業の短縮等により、おおむね年間の授業時間数を確保することができました。

次に、学校施設の整備につきましては、海田小学校、海田西小学校の体育館の吊り照明、建具等の非構造部材の耐震化及び外壁、内装等の長寿命化工事が順調に進み、令和

3年2月末までには終了する予定となっております。また、GIGAスクール構想の実現につきましては、高速大容量のネットワーク環境の構築、1人1台端末の導入等、令和3年度当初の運用に向けて準備を進めております。

次に、12月13日に開催を予定しておりました織田幹雄記念マラソン大会、同じく12月20日の織田幹雄スクエア開館記念講演会については、感染症の感染拡大防止の観点から中止いたしました。

次に、令和3年成人祭についてでございますが、5月2日に延期することとし、対象者の方にははがきで直接お知らせするとともに、ホームページ、広報かいたで周知いたしました。5月の開催前に再度対象者の方にははがきでお知らせする予定としております。

次に、1月26日の文化財防火デーに合わせ、旧千葉家住宅角屋台所付近から出火したとの想定で安芸消防署の指導の下、防火訓練を行いました。当日は職員及び関係者のみで訓練を行いました。文化財防火の重要性をSNS等で発信し、周知したところがございます。以上、簡単ではございましたが、行政執行状況の主なものについて御報告いたしました。

○議長（桑原）以上で行政報告を終わります。これにて、諸般の報告を終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、報告第1号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第1号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について。令和3年4月1日から、世羅三原斎場組合が広島県市町総合事務組合を脱退すること及びこれに伴う組合規約の変更について専決処分したものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）報告第1号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について御説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。また、併せまして、資料1の広島県市町総合事務組合規約新旧対照表を御覧ください。今回の改正は、令和3年4月1日から世羅三原斎場組合が広島県市町総合事務組合を脱退することに伴い、規約を変更するものでございます。組合

規約を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたもので、同条第2項の規定により御報告させていただくものでございます。専決処分年月日は令和2年12月10日でございます。専決処分の内容でございますが、組合規約の別表第1の広島県市町総合事務組合を組織する団体から世羅三原斎場組合を除くこと及び別表第2の共同処理する事務のうち、2の地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務から、世羅三原斎場組合を除くものでございます。この規約変更は、令和3年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので承認案件ではございませんので、報告第1号についてはこれをもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）諮問第1号、人権擁護委員の推薦について。令和3年6月30日をもって、俵尚子さんの任期が満了することから、人権擁護委員の推薦を行うことについて意見を求めるものでございます。推薦する者の氏名は田中克江さんでございます。詳細については、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）諮問第1号、人権擁護委員の推薦について御説明いたします。議案書の3ページをお開きください。現人権擁護委員であります俵尚子さんの任期が令和3年6月30日をもって満了となることに伴い、新たに田中克江さんを人権擁護委員として推薦するものでございます。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、海田町の住民で、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、議会の意見を聞いて町長が候補者の推薦を行い、法務大臣が委嘱するものでございます。委員の職務の内容でございますが、人権擁護委員法

第1条の規定に基づき、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることでございます。委員の任期は3年でございます。

それでは、田中克江さんの経歴等について御説明いたします。住所、生年月日は議案書に記載のとおりで、現在64歳でございます。田中克江さんは昭和52年4月に町職員として採用され、町立保育所に勤務し、平成21年には畝保育所長に就任され、平成29年3月に定年退職しておられます。また、同年4月からは社会福祉法人住田学園福祉会さいわい保育園に勤務され、平成31年3月に退職しておられます。町の保育士として児童福祉の現場で長年の実務経験をお持ちで、保育を通した子どもの人権に深い認識と人権擁護活動に強い意欲をお持ちであることから適任であると判断し、人権擁護委員として推薦するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより諮問第1号について採決を行います。お諮りいたします。諮問第1号については、田中克江さんを適任とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって諮問第1号については田中克江さんを適任とすることに決定をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、承認第1号、専決処分をした事件の承認について、令和2年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）承認第1号、専決処分をした事件の承認について。令和2年度海田町一般会計補正予算第8号につきましては、ひとり親世帯臨時特別給付金に関する経費の増額の予算措置を行うものでございますが、特に緊急を要するため、12月11日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせていただきます。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） それでは、承認第1号について御説明いたします。議案書は4ページ、5ページをお願いします。令和2年度海田町一般会計補正予算第8号について、地方自治法の規定に基づき、令和2年12月11日に専決処分したものでございます。議案書6ページから補正予算の内容を記載しておりますが、その説明については資料2の補正予算説明書をお願いいたします。

歳出から御説明いたします。資料2の3ページ、4ページをお願いします。ひとり親世帯臨時特別給付金について再支給するために590万円を増額したもので、財源として同額の国庫補助金を歳入で計上しております。なお、この度の専決処分の内容は、令和2年12月11日の閣議決定において、国の予備費を活用して、年末年始に向けてひとり親世帯に対し、1世帯当たり5万円、第2子以降、1人につき3万円を加算し、臨時特別給付金を再度支給することが決定されたことを踏まえて、本町において年内に速やかに対象者の口座に振り込むために、直ちに補正予算を措置する必要があることから、閣議決定と同日付けで補正予算の専決処分を行ったものでございます。また、その内容については、昨年12月に福祉厚生委員会において、御説明の上、関係資料を各議員さんに送付させていただいております。以上で、承認第1号の説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより承認第1号について採決を行います。お諮りいたします。承認第1号についてはこれを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、承認第1号はこれを承認することと決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第8、第1号議案、工事請負契約の締結について、海田町新庁舎建設等工事、建築を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第1号議案、工事請負契約の締結について。南昭和町地内において施工する海田町新庁舎建設等工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第1号議案、工事請負契約の締結について御説明いたします。議案書の9ページをお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事名は海田町新庁舎建設等工事、建築。工事場所は海田町南昭和町地内、請負金額は21億9,450万円でございます。受注者は清水建設・鴻治組建設工事共同企業体で、その代表者は清水建設株式会社広島支店、構成員は株式会社鴻治組で、工期は議決の日の翌日から令和5年7月3日まででございます。続きまして、入札状況について御説明いたします。資料3の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札方式は条件付一般競争入札事後審査型で、令和2年12月15日に入札公告を行い、令和3年1月25日に入札を行いました。入札公告に基づき、事前に六つの共同企業体から共同企業体協定書の提出を受けておりましたが、安藤・間・河崎組建設工事共同企業体については、監理技術者の配置が困難なことから辞退の申出があり、入札当日は資料に記載の五つの共同企業体が入札に参加されました。その結果、全ての入札が予定価格以下で、かつ最低制限価格以上でしたので、最低の価格を提示した清水建設・鴻治組建設工事共同企業体を落札候補者としました。その後、入札公告に基づき、資格要件について事後審査した結果、要件を満たしていることを確認しましたので落札者と決定したものでございます。

続きまして、工事の内容について担当部署から御説明いたします。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）資料の4をお願いいたします。工事箇所図の御説明をいたします。施設概要でございます。敷地面積は3,687.80平方メートル、建築面積は1,998.45平方メートル、延べ面積は6,675.33平方メートル、構造は鉄筋コンクリート造、鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、柱頭免震構造でございます。規模は地上4階建て、最高高さは21.42メートルでございます。次に、工事の概要といたしまして、基礎は液状化対策の上、既製コンクリート杭、鉄筋コンクリート基礎、躯体は鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、屋根は耐候性鋼板葺き、保護又は露出アスファルト防水、外装はコンクリート打放し、金属断熱サンドイッチパネルで、その他の工事は免震、木工、金属、左官、建具、塗装、内装、ユニット、昇降機、外構でございます。付

帯施設はアクセスデッキ、水防資材倉庫、貯油タンク、駐車場、駐輪場でございます。付帯工事は元広島県海田庁舎解体工事、元広島県海田庁舎土壌汚染対策工事でございます。配置図を御覧ください。工事期間中は赤色の破線で表示をしていますように、敷地を囲むように、仮囲いを設置いたします。工事車両の出入口につきましては、敷地の西側に1か所、南側に2か所設けることとしております。次のページを御覧ください。平面図でございます。これまで特別委員会等で御説明を差し上げたとおり、1階には多目的室や町民交流スペース、2階には窓口部門、3階にはその他の執務室と町長室、防災対策室。次のページを御覧ください。4階には議会関連諸室となっております。屋上には太陽熱集熱パネルというものを設置いたします。断面図につきましては、東西の断面図、南北の断面図を表示しております。次のページをお願いいたします。立面図につきましては、南、西、東、北、各立面図を表示しております。工事スケジュールにつきましては、工期は海田町議会の議決のあった日の翌日から令和5年7月3日までで、具体の工期等につきましては記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。1点だけちょっとお伺いいたします。最近、辞退が多い中で、落札してもろうて大変ありがたいと思いますが、この落札金額を見ますと、大きな工事やけん、少々の差が、大分の差があっても結構だと思いますが、落札された金額は予定価格の何パーセントか、お願いいたします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）84.2パーセントでございます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。宗像議員。

○9番（宗像）もし公表できるのであれば、最低価格が分かれば教えていただけますか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）最低制限価格は非公表でございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）今、この工事をするに当たって、仮囲いをするということなんですけれども、今回、今の県海田庁舎解体撤去する工事も含まれてまして、海田公民館のときもこの建築に伴って周囲の方から騒音対策について相当言われているわけなんで、今回も今言ったように解体工事が含まれていますから、周辺の住民、特にここ閑静な住宅街です

から丁寧な説明が必要だと思ふんですけれども、それについてどのようにされていかれるのか。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）着工に伴います工事の説明会につきましては、議決いただきましたら、受注者と協議調整をして適切に進めてまいります。

○議長（桑原）ほかにございますか。岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。今のこの配置図のどこなんですけれども、下のほうの県道矢野海田線、あそこ、今、海田のバイパスの高架事業の関係で5月ぐらいまでだか、全面通行止めになっているような感じなんですけど、その辺のところはどうなるんでしょうか。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）御指摘の状況でございますので、受注者と、またバイパスの工事の施工者等でしっかり協議していただきまして、スケジュール等に影響がないように進めさせていただきます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第1号議案について採決を行います。お諮りいたします。第1号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第9、第2号議案、海田町私債権管理条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第2号議案、海田町私債権管理条例の制定について。私債権の管理の適正を期するため、この管理に関する事務の処理について必要な事項を定めるものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本） それでは、海田町私債権管理条例について御説明いたします。議案書は10ページから12ページにかけてございますが、説明は資料5、私債権管理条例の概要により御説明させていただきます。資料5をお願いいたします。まず1、趣旨については、私債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務の処理について必要な事項を定める海田町私債権管理条例を制定するものでございます。次に、2、公債権と私債権について主な違いを表にまとめております。表に記載のとおり、公債権の考え方は行政処分等、公法上の原因に基づいて発生する債権で、その具体例としては、町税、介護保険料、公共下水道使用料等がございます。次に、私債権の考え方は当事者間の合意による契約等、私法上の原因に基づいて発生する債権で、具体例としては水道料金や町営住宅使用料等がございます。消滅時効については、公債権は原則自治法の規定により、私債権については民法が適用されます。時効の援用については、公債権については時効期間経過により債務者による時効の援用を要せずに債権は消滅しますが、私債権については時効期間を経過しても、時効の援用がなければ債権は消滅しないという大きな差異がございます。続いて、3、条例制定の背景でございます。まず、水道料金債権に係る最高裁判決とそれに伴う課題については、従前、水道料金債権は公債権として扱われてきましたが、平成15年の最高裁判決において、同債権は私債権であり、時効消滅には民法を適用し時効の援用を要するものとされました。水道料金債権は、町税と同様に対象者がほとんど全ての世帯にわたり、適正な徴収努力を尽くしても、なお、破産、無資力、所在不明などの理由で実質的に徴収見込みのない徴収困難債権が定量的に毎年度発生し得る状況でございます。これらの徴収困難債権について、公債権として扱われていたときは時効期間経過後、町税等と同様に債権は自動的に消滅していましたが、最高裁判決以降は私債権の扱いとなったため、相手方から時効の援用がない限り、債権は消滅しない状況でございます。裏面2ページ目に移りまして、徴収困難な私債権については、所在不明等により債務者から時効の援用がないことも多く、結果として徴収困難債権が年々累積する上、永遠に残ることになり、債権管理コストの増加や実質的な財務状況の把握、公表への支障が生じている状況がございます。次に、課題への対応については、これまでの監査や決算審査特別委員会での指摘や全国自治体での取組等も踏まえて、本町においても、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、私債権管理条例を新たに制定するものでございます。私債権全般にわたる統一的な基準により、確実な債権管理と効率的・効果的な債権回収を行い、私債権管理のより一層の適正化を図るものと

いたします。また、私債権を放棄できる統一的な要件を限定的に規定することにより、徴収困難な特定の私債権については、債務者による時効の援用を要せずに、町長の権限と責任において適切に債権放棄できるようにし、不良債権の整理を進めることによって、回収可能な債権に注力できるようにいたします。次に、4、私債権管理のための取組でございます。本町の債権管理に当たっては、各種収入金の収納率の向上を図るため、海田町町税等収納対策本部を設置しており、私債権についても関係課と連携を図りながら、徴収強化の取組を引き続き推進してまいります。債権の管理業務は本条例及び各債権に適用される法令等の規定に従い、適正な債権管理と効率的・効果的な債権回収を行います。また、納付資力を的確に見極め、資力があるにもかかわらず納付しない債務者に対しては厳格に対処することを基本といたします。一方で、徴収困難な債権については、債権放棄の決定前に十分な審査を行い、真にやむを得ないと認められる場合にのみ、債権放棄を行うよう、条例の統一的かつ厳正な運用を図ってまいります。また、住民福祉の観点からは債務者の実態を詳細に把握した上で、払いたくても払えないような生活困窮者に対しては、必要に応じて履行期限の延長等を図るとともに、生活の再建に向けて福祉部門での対応につなげてまいります。次に、5、監査委員及び議会への報告については、今後、私債権管理条例に基づき、私債権を不納欠損処理する場合は公債権と同様に、監査委員による決算審査において、不納欠損の調書を提出し、審査に付します。また、町議会の決算認定に当たっても、決算書に不納欠損額について明記し、議会での審査に付すものといたします。次に、3ページをお願いします。6、条例の内容でございます。第1条で条例の趣旨について、第2条では私債権の定義規定を、第3条では他の法令等の関係について、第4条では町長の責務について、第5条では保全及び取立てに関し必要な措置について、第6条では、徴収停止及び履行期限の延長について、第7条では放棄について、第8条では委任規定について、附則で施行期日について、それぞれ定めるものとしております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。債権についてお尋ねいたしますけれども、先の総務文教委員会でも指摘あるいは問題点を質したわけですが、水道料金は私法上の債権があつて強制執行ができるわけです。下水道料金については公法上の債権で強制徴収ということになっております。民法上は水道料金、先ほど説明があつたとおりであります

が、時効の援用について、この水道料金についてはありということです。しかし、下水道料金はなしということで、一括して料金徴収をしておるわけですが、これに対するトラブルや、あるいは徴収不能、不納欠損等々が発生をするわけで、先ほど、説明の中では、倒産があったり、徴収不能というのがありますが、無理のところが発生をしておるのではないかとというようなことがあるのではないかと思うんですが、その点はどうなのかをお尋ねします。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）倒産、破産については、御承知のとおり、請求できないところなんですけど、水道料金を滞納された方、基本的には下水道使用料と一緒に集めておりますので、その対策、滞納整理の対策として、水道を止める。その方から、止めて徴収するときに納付誓約等、約束を取り付けております。その関係上、下水の時効期間に至る前までには回収していく努力をしておるところでございますが、この時効の援用が効かない方、要するに、所在不明の方が大半を占めております。という形で、その方については徴収できないので、今回の私債権管理条例の中で債権放棄ができるものを規定させていただいておることから、無理が生じないように徴収努力はしていきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）まあ、意味は分かるんです。それから、コストの削減の問題も分かりますけれども、徴収に当たって、時効が水道料金は2年、下水道料金は5年というのがあります。先ほど言いました援用についてはあたりなかつたり、というのが水道料金が該当するわけですけども、その問題について、非常にこの、徴収すべきところが水道料金が優先をするということから、下水道料金が徴収ができない部分が出てくるのが考えられるんですけれども、その辺はどうなのかお尋ねします。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）先ほども説明させていただきましたとおり、水道料金と同時に徴収しておりますので、水道を止めるという行為をする中で、下水道使用料についても、同時に徴収できるところからでございます。下水道使用料につきましては、財産の調査権等ございますので、そういった点からも下水道使用料に関して、もし、のみ残る、ほとんど、同時に徴収するのでないんですが、のみ残る場合については財産調査等をして徴収にあたりたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第2号議案について採決を行います。お諮りいたします。第2号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第10、第3号議案、行政手続等における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第3号議案、行政手続等における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。行政手続等の簡素化及び町行政の効率化を図るため、条例の規定により押印を求める行政手続等について押印を廃止するなど、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）第3号議案、行政手続等における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。議案書13ページをお開きください。資料については、資料6の行政手続等における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の概要と資料7の行政手続等における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例、新旧対照表をお願いします。改正内容については、資料6の条例の概要で御説明いたします。まず、1の趣旨でございますが、内閣府から地方公共団体における押印見直しマニュアルが発出されたことを受け、行政手続等の簡素化及び町行政の効率化を図るため、国のマニュアルを踏まえ、行政手続等における申請書、届出書等の押印及び署名の要否に関する見直しを行い、併せて、公印の押印の要否についても見直しを行い、関係条例の整備を行うものでございます。続いて、2の見直しの方針でございますが、次に掲げるもの以外のものについては、押印又は署名を廃止することといたします。

（1）といたしまして、押印を存続するものについて御説明いたします。①から③にお

示しする申請書等については、引き続き押印を求めるものとします。まず①として、国の法令及び県の条例等により押印が義務付けられているもの及び本町の条例等で様式を定めている手続のうち、国の法令及び県の条例等に基づき、その様式が定められているもので押印を必要としているもの。次に②として、契約書に類する書類、請求書等ですが、ア、協議書、協定書、覚書等、契約書としての性質を備えており、双方が記名押印を行うもの。なお、契約書は地方自治法の規定により押印が必要と定められております。続いて、イ、契約書の作成を省略できる場合に、その契約に基づき作成される請書、ウ、請求書、請求に係る委任状等についても押印を存続いたします。次に③、登記印又は登録印の押印を求めるものであって、併せて、印鑑登録証明書を提出されるものも押印を存続いたします。続きまして、（２）署名を存続するものについて御説明いたします。①から③にお示しする申請書等については引き続き署名を求めるものとします。①国の法令及び県の条例等により署名が義務付けられているもの。②本人の意思による申請等であることを署名により担保する必要性があるもの。③本人以外が作成する申請書の添付書類として作成しているもので、当該書類の作成者の意思によるものであることを署名により担保する必要性があるものでございます。２ページをお願いいたします。

（３）署名又は記名押印を存続するものについて御説明いたします。①②でお示しする申請書等については、引き続き署名又は記名押印を求めるものといたします。①国の法令及び県の条例等により、署名又は記名押印が義務付けられているもの。②医師の証明書等、申請者以外の者が町に対して何らかの証明等を行うためのものでございます。次に、３の内部手続に係る押印についてでございますが、内部手続の押印につきましては、システム管理等により代替可能な場合や廃止しても事務処理上問題がないものは廃止することといたしますが、システム導入等に一定の費用や時間を要する場合は、それまでの間、引き続き押印を行うものといたします。続きまして、４の公印についてでございます。現在、海田町文書事務取扱規程により公印を省略できるとされている文書に加え、次の文書については公印の押印を省略できるものといたします。（１）部外者に発する往復文書のうち、権利又は義務の発生に関わりのないもの。（２）公印が押印されている文書の鑑になる送付書でございます。それでは、以上の方針を踏まえまして、今回改正する条例について御説明いたします。５の改正する条例でございます。まず、（１）職員のサービスの宣誓に関する条例です。現在、宣誓書に署名及び押印を求めているところ、署名のみとするものでございます。次に、（２）海田町議会政務活動費の交付

に関する条例です。現在、収支報告書及び収支報告書の写しの送付書に記名押印をお願いしておりますところ、記名のみといたします。続いて、（３）海田町固定資産評価審査委員会条例です。①として、審査申出書に押印を求めているところ、これを廃止いたします。②として、口頭意見陳述に係る調書、口頭審理に係る口述書及び調書、実地調査に係る調書並びに議事に係る調書に署名及び押印を求めているところ、署名のみといたします。次に、（４）海田町火入れに関する条例です。火入れ許可申請書に記名押印を求めているところ、記名のみとするものでございます。その他、様式中、元号が記載されているものについて元号を削る改正を行います。最後に、６の施行期日ですが、令和３年４月１日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○９番（宗像）９番、宗像です。いっぱいいっぱいこれ書いてあって、中身がよう分かりにくいんですが、実際には見直しの方針の中、このマニュアルの中に書かれていることと見直しの方針、これ、中に残すものしか書いてないですね。実際、改正する、直接、これ住民に影響するのは４番の火入れに関する条例だけのような気がするんですよ。一般の住民に対してどれだけこれが簡略されるんか、その辺についてのどういうものがどういうふうになってどうなるのか、その説明が全くないんですが、その辺、分かるような説明をお願いしたいんですが、これはほとんどが内部事務に絡むものが、これを改正する内容、職員の服務、政務活動費、それから固定資産税、この三つというのはほとんど内部の関係のものだと思うんですよ。じゃあ、直接、住民がどれだけメリットを受けるのか、どういうもので手続が簡略化されるのか、その辺についての御説明が全くないんで、その辺、説明をきちんとお願いいたします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）この度御提案させていただいておりますのは、条例の中で改正するものについてのみ出させていただいております。ですが、住民の皆様に関係があるものの手続につきましては、おおむね960件程度が町の例規に定められております。これは規則ですとか要綱で定められておる手続でございます。960件あります手続の中でそのうち700件、およそ7割程度が押印を廃止できる見込みでございます。したがって、申請書等に押印をいただいておりますところ、住民の皆様には押印を押していただくなくてもよくなるというものでございます。皆さんに身近なものとして、例え

ば、転入ですとか転出の際、それから死亡ですとか出生の際に関連する手続について皆様に紙で御案内をしておろうかと思えます。それにつきまして、現在、70項目程度押印をお願いしておるものがございますが、その中で言いますと、約80パーセントに当たる55項目の手続が押印の廃止になる見込みでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）大体、件数、そういうものについては分かったんですが、それらの今説明された分については、条例とかそういうものの改正しなくても、条例規則の改正しなくていいのかな。で、ここに条例じゃないよ、規則だから議題には上がってきませんよというのであれば、大体こういうものがあるんですよというのを説明資料として皆さんに配るべきじゃなかったんかと思うんですが、それについてどうなんですか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）分かりにくかったところにつきましては、申し訳ございませんでした。条例だけ今回上げさせていただいておりますが、規則のほうも改正がございます。要綱等についても改正がございます。ですが、主なものといたしましては、各種補助金の交付申請、自治会さんとかが補助金の交付申請される場合の申請書ですとか、それから、給付金、助成金、生活困窮者等の助成金の交付に関する申請ですとか、そういったところが住民の皆様には関係してくる主な手続となっております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）いや、だから、それらについて、事前にこういうものが、これと併せて、こういうものが廃止されますよというのを我々のほうに資料を出すことはできなかったんかというのをお聞きしたんですが、それについて御答弁がないので、もう一度、お願いします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）この度条例改正ということでそういったとこまで資料を出さなかったことについては、大変分かりにくかって申し訳ないと考えております。今後、条例に関係するものでない部分で審議に必要な部分というのも資料を提供させていただきたいと考えております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第3号議案について採決を行います。お諮りいたします。第3号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をします。再開は10時40分。

~~~~~○~~~~~

午前10時29分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第11、第4号議案、海田町美しいまちづくり条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第4号議案、海田町美しいまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について。清潔で美しいまちづくりを推進するため、屋外の公共施設等における喫煙に関する喫煙者の責務及び空き缶等又はごみのポイ捨てに対する罰則を規定するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長(桑原) 町民生活課長。

○町民生活課長(水川) それでは、第4号議案、海田町美しいまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の15ページをお願いいたします。

資料は、資料8の海田町美しいまちづくり条例の一部を改正する条例の概要、資料9の海田町美しいまちづくり条例新旧対照表を御覧ください。改正の内容については、資料8の条例の概要で説明をさせていただきます。1の趣旨でございますが、清潔で美しいまちづくりを推進するため、海田町美しいまちづくり条例に、屋外の公共施設等における喫煙に関する喫煙者の責務及び空き缶等又はごみのポイ捨てに対する罰則を規定するものでございます。2の改正内容でございますが、1点目の定義規定の追加につきましては、ポイ捨て及び喫煙の定義を規定するものでございます。2点目の投棄の禁止に関する規定の改正につきましては、空き缶等及びごみの投棄の禁止について、一般的に広く認知されているポイ捨てという用語を使用した条文とするものでございます。3

点目の喫煙者の責務につきましては、何人も屋外の公共施設等において、歩行中又は自転車等で走行中に喫煙しないよう努めなければならないと規定するもので、努力義務でございます。4点目の立入り調査につきましては、海田町美しいまちづくり条例の第7条から第13条までの規定に違反しているおそれがある場合に、職員が必要な場所に立ち入り調査することができることとするものでございます。5点目の罰則規定につきましては、第7条のポイ捨てを禁止する規定に違反し、かつ第17条の規定による命令に違反した者は、2万円以下の過料に処することとするものでございます。3の施行期日でございますが、過料の規定をすることから、周知期間を十分取ることとし、令和3年7月1日とします。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。罰則規定を作られるのは別に私は悪いと思いませんが、当然、罰則規定をつけるということは取締りをしなければならない。当然にこれ、相対的に出てくるものですが、17条違反であればまだ問題ないと思うんですが、それ以前の問題については、当然、取締りという問題が出てくると思うんですが、その辺について考えてこの罰則規定を作られたんですか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）条例の規定に実効性を持たせるということは必要であるとは考えております。他自治体では制限区域を設けてパトロールを実施するなどといった事例がありますが、実施するには時間も費用もかかるため、まずは罰則規定を設け、周知することで、ポイ捨ての抑制を図っていきたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）いや、それ意味がないんじゃないんですか。罰則規定を定めるということは、その取締りをしなきゃ全く意味ないんですよ。罰則があるんじゃないけん、やれやっ言葉だけでやるんじゃないなくて、やっぱり、それをやるから、交通違反でもそうでしょう。そういう罰則があって実際取締りがあって、その反則金を払うからそういうのを皆さん払うまあ、払うまあとするわけでしょう。取締りが結果あるからでしょう。それから、そういうものを全く検討しないで、こういう過料規定を作ること自体に、罰則規定を作ることには問題があるんじゃないですか。当然に罰則規定を作るということは取締りのことも検討しなければいけないんじゃない。これ、今から、他事例はやっとなるが私のとこ

は様子を見るためにやりますというのは、これは罰則規定じゃないですよ。当然にそれをするのであれば、そのことを事前に検討して、しっかりしたものになければ。違いますか。そこも全く考えてないのはおかしいんじゃないんですか。周知だけで終わります、それで牽制になります。それは違うと思いますよ。当然にそのことを想定して、こういうときにはこのぐらいは最低限やりましょうね。それやらなきゃ、これは罰則じゃなくて、単なるあれじゃないです、見せかけだけじゃないですか。そんな条例を出すべきじゃないんじゃないんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員御指摘のとおり、罰則を制定するに当たりまして、やはり、実効性を持たせる、では、実効性を持たせるにはどうするか。職員による見回りとか、そういうものが必要になる、それは当然ではございます。ただ、今回、御提案させていただいておりますポイ捨て、まずは行政罰ということで、過料から、行政罰を科すと、過料から始めさせていただきたい。その中でこれまでも御答弁させていただいておりますとおり、住民にそういった罰則ができることをまずは周知していくということで、これまで条例制定の罰則規定を制定するに当たりまして、答弁をさせてきていただいたところでございます。おっしゃることはもちろん分かりますし、今後、その周知によりまして、これが何の効果もないということであれば、更なる一步を踏み出して取締りということろにつなげていきたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それ、違うんじゃないですか。罰金じゃなくて過料であっても罰則規定でしょう。当然、罰則規定を作るということは、その取締りの状態を考えて、本来かけるべきじゃないんですか。見せかけだけやりました、だから、今度はかけるという、それならば、事前に、皆さん、今の状態では罰則規定を作らなきゃならんようになりますよ、いつから罰則規定を作りますからね、そのとき、そういうことのないようにしてくださいねって、まず、その事前通知をやるべきじゃないんですか。それをなしに、罰則規定だけ作っというて、取締りはしませんって、これはないと思いますよ。もうちょっとこれ、罰則規定を作る以上はそれだけの責任を持って、これ、議案として上程すべきじゃないんですか。全くそのことを考えてない。当面はたちまちこうやってやりますよ、それで言うことを聞かんかったらやりましょう。それは違うと思いますよ、全く。それも想定しながらやっていくのが、あれでしょう。広島市の駐輪条例かな、何かで、町中で駐輪

場ができなくなった。あ、ごめんなさい。失礼しました。広島市は何かもうたばこは吸えなくなった。そのときにはどういうことをしました、その罰則金を取るのに、過料をかけるのに。きちんと、あれでしょう、巡視員を回したでしょう、これ、雇って。当然にこれから今からエリアを定めて施行するんなら、それも考えてやらないとおかしいんじゃないんですか。単純にやりました、作りました、罰則厳しいですからねと言うんじや、違うと思いますよ。全部ずっと付きっきりでやれとは言いませんよ。少なくともね、定期的にこういうのを考えておりますってやるんが、本来の罰則規定じゃないんですか。ちょっと順番が違うような気がしますよ。

○議長（桑原） 総務部長。

○総務部長（丹羽） やり方というのはいろいろあるかと思いますが。広島市はそういった委託で、人を巡回させてというやり方もされておられるところもあるんですが、実は県内でも何個かポイ捨ての条例を制定されたところはございます。全てが全て、巡視員を回しているとか、そういったことではない。まずはそこら辺は罰則を作って、住民に周知し、皆さん、啓発を行った上でやめていただく、それが一番だろうと思います。その次の手段として、やはり、実際にそれが解決しないということであれば、やはり、次の手段に進むという考えで、今回、条例を提案させていただいたものでございます。今後、全く取締りをしないということではございませんので、そこは順次、段階を踏みまして実施してまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 多田議員。

○12番（多田） 12番、多田です。まず、この美しいまちづくり条例、平成18年に作られたものですよね。あのときに、我々、ちょうど議員しとるときに、罰則をなぜ設けないのか、罰則を作るべきじゃないかというふうに、議員のほうからかなり意見が出たと思うんですが、そのときには、いや、罰則は設けなくて、これは一応、皆さんに守っていただくということで出しましたという、メンバーが大分替わっておられるので分からないと言われればそうかもしれませんが、なぜ、今回、この時期にこれを出されたのか、まず、そこをお伺いします。

○議長（桑原） 町民生活課長。

○町民生活課長（水川） 最初の段階で、罰則規定は過料とかそういう規定がつけられなかったということなんですけれども、この条例を基に、今までも住民さんの方とかに向けて、ごみのポイ捨て等や町を美しく保ちましょうというような広報等は行ってまいりま

した。ただ、実態として、やはりごみのポイ捨てなどがなかなか減らないという状況がございまして、この度過料の規定を設け、それをもって周知をまた更に進めていきたいと考えて、このような規定を設けたものでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それは分かるんですけど、先ほどの宗像議員の続きになると思うんですが、例えばですよ、町の職員が町内を歩く、パトロールされているときに、たまたまそのポイ捨てを発見されたときに、そこでどのようにされるんですか。あなた、これ、ポイ捨てされると2万円の過料になりますよという、最初は注意というか、そういう形でちゃんと言わんと、これ、意味がないですよ。その辺について抑止力だと言われればそうかも分かりませんが、それだけじゃ、やっぱりなかなか周知できないと思うんで、そこら辺の実効性についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）まず、この美しいまちづくり条例で、この条例の規定に違反した場合、まずは指導又は勧告を行い、その規定に従わない場合、命令を行います。その命令に従わない場合にポイ捨てについて過料を設けたというのが今回の規定の追加でございます。まずは指導、勧告等を行って、段階を踏んでいくというものでございます。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）先ほど、条例の手順に従えばそういった課長の説明したような手順になるんですが、我々職員がそういった日常で見かけたときは、当然、こういった条例に基づいて罰則もあるよというのは周知をしていかなければならないと思いますので、そういった職員が巡回する際にも、そういった場面に出くわせば注意とかそういった対応はしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）もうちょっとね、はっきり、きちっとした答弁をしてくださいや。なぜかいうたら、職員がね、立ち入って調査できるとか、こう書いてあるでしょうが。もしか、職員、皆さんがね、そういう場面を見たらどうのこうのしたらね、あなた方はそこまで注意して、ポイ捨てはいけませんよ、缶々が捨てたところを見たらね、そういう決意があなた方、まだ今ないでしょう。だから、きちっとした答弁ができませんのですよ。これから、条例を作ったなら、注意して、言うことを聞かんかったら罰金取りますよと、やっぱりそこまできちっと明記したらね、だんだんそれが町民に伝わるんじゃないですか。

ただ職員が見ても、見んぷりするのが今多いんでしょう。私らも見たら、あんたが何注意する権利があるんや、たばこ吸うてええじゃないか言うて、の、それが現実だから、あなた方は身をもって、やっぱり、せにゃいけんのよ。そういう答弁をきちっとしたら、ああ、全くなあ、そういうあれがあるんじやなと思いますよ。きちっと、さっきから何回も聞くんじやが、ちゃっと条例を作ったら条例に従ってちゃっとやりますよいうぐらいのあれを意味を持ちなさいや。どうですか、町長、どうかいの。あなた、教育者として、一番町長、先頭で、町民の代表としてどうですか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）この条例の議決をいただきましたら、職員一同、この条例の趣旨に基づいて、ポイ捨てのないきれいなまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。平成18年に作ったこれはですね、このきっかけは、私の家の周辺に犬猫の排せつ物がもうかなり被害を受けた。議員提案で出すぞということで、執行部とお話をしたら、じゃあ、執行部の提案で出させてくれという経過で、このまちづくり、当時は美化条例というのがありましたけれども、それを作った経緯があるわけです。先ほど、多田議員が言われた罰金制にしなければ効果がないよということ、いろいろ論議をしたんですが、県と調整をして決めるということで、その経過で今日まで来たわけです。こうして今、過料、罰金ですね、少ないのを過料といいますけれども、そういう面で、では、現行犯であれば誰でも逮捕あるいはそれは訴えること、立証することができるんですけども、現行犯を職員がそれを見たときに適用するのか、一般町民が見てですね、これを現行犯、これが立証できるのかどうか。そこでまた大きなトラブルが発生をするわけですが、その辺についてはどう対応されるのか。あの人は罰金の対象になっておる、この人は罰金の対象になってない、過料の対象になってないという場合が出てくる、トラブルの発生になるんですけども、一番問題は、町民のモラルの問題が一番最優先をして、美しいまちづくり、全員が、全町民が対象になるのが本来の姿でありますけれども、その辺はどうなのか。町職員だけでなく、一般町民、第三者が見て、現行犯であれば、それはどこにどのようにして過料の対象になるのか、それをお尋ねします。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）住民の方からこういったことがあったというふうな連絡があった

場合は、まず、その事実確認をさせていただいて、それが相手が特定できるとか、そこまでできるかどうかちょっと分かりませんが、まず確認ができましたということであればですね、まず指導ということで通知なり連絡を取るなりして、こういうことに対してしないようにという、まず指導を行い、これが続くようであれば勧告や命令を行い、またその過料ということもあるというようなことは伝えて、抑制に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）現行犯で見たら、町職員であろうと一般町民であろうと、現行犯であればこれの対象になるのかどうか、これをお尋ねしておるんですけど、どうなんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）あくまでも行政罰を科すということにおきましては、町の職員が現認する必要があるかと思えます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）はいじゃ、これの罰則の規定のそういう、どういうん、この決定する人、あるいは過料を科せる人、町職員でなかったらできないということですか。再度お尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員、お見込みのとおりでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）8番、住吉です。私、前、毎年、ポイ捨て禁止条例、罰金付きのを作れいうて、毎年やっとして、やらんやらん言うといて、今年度、私、そういった一般質問やらんかったらいきなり出てくるんですね、こういったものが。まず、聞きたいのは、何でここまで時間がかかったの、この程度のものに。何で海田町の執行部はこんな簡単な条例すらこんなに時間がかかるんですか。2点目。先ほど来、宗像議員筆頭にあれこれ質疑が出ましたが、この過料、これを科す方法ですよね。今も隣で宗像議員が言ったんですが、これ、17条にも反しなきゃできないんでしょう。この17条は、町長は正当な理由はなく、前条の規定に従わない者に対し、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。分かりやすく言えば、たばこのポイ捨てを見つけました、調査した、町長が命令します、従わなかったら罰金します、どこに効果があるの、これ。そんなことできるほど、職員の皆さん、今、手が空いていますか、仕事。逆でしょう。手、いっぱいいっぱい

しょう。なぜ、こんな中途半端な形でわざわざ出されたの。それが2点目。そして、3点目。非常に気になったのが、この資料8でいくと、(3)喫煙者の責務。これが努力義務になっとなる。これも一般質問で私何遍も言うた。ヘビースモーカーの私ですら、歩きながらたばこ吸うことはせん、あんなもの吸ったら味が分からんようになるから。歩行喫煙がポイ捨てる原因になっとなるんでしょって。ここを明確に禁止せにゃならんものを、なぜ努めなければならないこととするという努力義務にされたのか、以上3点お伺いします。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）まず過料の規定が今になったという理由でございますが、今まで御質問があったことについて、まずは周知をして抑制を図っていくというような答弁をさせていただいていたかと思えます。前回、約1年ほど前ですけれども、そのときにまた検討していくということで、今回検討しまして、やはり、なかなかごみの量も減らないということもあり、過料の規定をさせていただいたものでございます。実際に勧告・命令といったことができるかということなのですが、職員が見つけた場合、その指導を行っていく、また繰り返すようなことがあればまた勧告等をしていくということは、できる限りやっていきたいと思えます。考えております。あと、歩行喫煙の努力義務にしたことについてでございますが、まずはこちらについても条例にその喫煙者の責務として規定し、周知していくことで、歩行喫煙の防止を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）どっから何を言うていいか訳分からんようなぐらいの答弁じゃったが。取りあえず、喫煙者の努力義務よね、周知していきます。でも、しょっぱななんで、こんなに時間がかかったんじゃ、まずは周知していったけど、効果がなかったから今回出しました。周知どうやってするん。今までどおりの方法でやったって周知できんかったから今回罰則付きにしたんでしょ。明確に禁止しますと言えればいいじゃないですか。分かりやすく言えば、灰皿のないところでは絶対吸うなでええんよ。それだけでしょう。バイク運転しながら、たまに吸いよるのほんまにおるけどね。チャリこぎながら、自転車こぎながらとか。要は、灰皿のないところでは絶対に吸うなよ。ないところで吸ったら罰金で。17条の問題にしてもそうですよ。調査だ、勧告だ、繰り返しのどうたらこうたら、できるわけがないでしょう。なぜまどろっこしい条例にしちゃったのかなと思うんですよ。

それらひっくるめてもっと単純に簡素化に分かりやすく、禁止、禁止、破ったら罰金。なぜそういった簡素化した条例、分かりやすい条例にできなかったんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）まず、努力義務についてでございますが、やはり、私権を制限するというので、こちらも一遍に禁止というところまでするのかどうかという議論をしたところでございます。まずは、当然、罰則はつくわけですので、そういったところを努力義務において、皆さんないように、啓発して住民自らそういった行動を取っていただきたいという思いで、まずは禁止ではなく努力義務というところで規定をさせていただいたところでございます。それと、罰則、いきなり罰金、過料を取った方がということだろうと思うんですが、やはり、罰則と過料を科すに当たりまして、それなりに重たい処分と、行政処分ということでございますので、段階を踏みながら、手順を踏みながら罰則をかけさせていただくということで検討した結果、こういった規定をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）分かりやすく言えば、あんた、これ、やる気ないやろ。段階を踏んでどうたらこうたら。踏めるかい、いちいちポイ捨て一つに、段階なんて、取締りに。できるわけないでしょう。結局、罰金過料の条例を作りましたけど、やりませんよと、あなた今宣言したようなもんですよ。取締りしませんよ、一応作りましたけど。今までと同じよ。啓発します、啓発します。段階を踏んで。何の段階を踏むの。段階を、これ、じゃ、何しに作ったの。やる気ないでしょう。これ、取締り。ポイ捨てをするような人が広報を真面目に読んで、条例を真面目に読んで、趣旨を理解してくれるんですか。せんから、その辺、ポイポイ捨てて、歩きながらたばこを平気で吸うんでしょう。なぜいちいち段階踏むのか。そして、もう1件。その努力義務の話、私権制限うんたらかんたら言うて、敷地内でたばこ吸うな言うてるじゃない、あなた方。灰皿もなくしたんでしょう、公共施設。何もかも私権制限うんたらかんたら言うたら、逆に何もできんでしょう。そして、どこでもたばこを吸ってもいいじゃないかという話になるじゃないですか。その場しのぎの答弁はやめなさいって。段階を踏む必要がどこにある、取締りに、ポイ捨ての。やっちゃいけないことをしよるんでしょう。スピード違反の取締り、段階を踏む。捕まえて、次回、気をつけてね。せんじゃろ。飲酒運転の取締り、次から飲んで運転しちゃう駄目よ、さようなら、気をつけて帰ってね、やらないでしょう。山中にテレビ捨てました、

今度からそんなことしないでね、気をつけてねで終わらさないでしょう。なぜ、ポイ捨てだけ。今度からしないでね、気をつけてね、さよなら。誰が従う、こんなもの。なぜ実効性を持たせようとししないのか。なぜ、歩行喫煙を努力義務などという効果ゼロの、方法にしてしまったのか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）決して、条例を提案させていただくに当たりまして、やらないことを前提に、実効性がないことを前提に提案させていただくものではございません。もちろん、行政としましてもそういった責任は当然感じながら条例を提案させていただく、この条例をもって町が美しくなること、それを願って提案をさせていただいたものでございます。それに向けては町行政としましても努力はしてまいり所存でございます。

○議長（桑原）いいですか。町長、提案者として何かないですか。副町長。

○副町長（櫻）今回の条例改正は、こういった形で罰則を条例の中に明確に盛り込むことで、これだけポイ捨て等、重い重大な行為であるということを明確に宣言し、そうした上でそれをもって住民の方に、住民というか、全ての方にポイ捨てがいけないということをしつかりと周知して、そういったポイ捨て等の行為を抑制していくと。そういうことがまず目的としてございます。そういったことをしても、まだなおポイ捨て等が収束しないと、そういった場合には、次の段階として制限といったことも考えていきたいと。そういう意味の段階的な取組をしていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）今まで皆さんの意見を聞いていましたら、段階的でなくって、ここ、施行期日に令和3年7月1日、先ほど説明で猶予期間をして施行期日を7月1日にしたということを知っております。ですから、この議会が終わってから住民にしつかりこの何箇月間の間に周知をして、7月1日からもう罰金を取るというふうにはっきりしたら、明確なことになるんじゃないですかね。曖昧な注意をして、喚起して、次、この段階を踏んで罰金を取りますよではなくって、この施行期日前までにしつかり住民に周知した上で、7月1日からもう見つけたら罰金を取ると、はっきりそういうふうにはっきり明記した方がいいんじゃないかと思うんですけど。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）まず、この議決がありましたら、町民さんに対して周知は行ってまいります。7月1日からすぐに罰金を取るようにするという事なんですが、今回、

そういう規定ではございませんで、指導、勧告、命令という段階を踏んで過料ということにさせていただくものでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）1番、玉川です。佐中議員が言われたように、このような条例がありましたら、町民さんがそういう場を発見して、こういうことをされています、どうにかしてくださいと言われる場合があると思います。この際、きっちり行政のほうが動いて対処されないと、今現在、コロナ禍でマスクの着用をしなさいというふうに行政のほうで申し上げておりますけれども、なかなかその実効性がないというところで、ちまたではマスク警察が大勢出たりする。これは集団心理としてあるものなんです。特に、このコロナ禍で皆様がいらいらしている、いろいろなことに不安がある時期においては、何か行政が決められたことに対して違反をしているものを見つけたら、そこがスケープゴートになって、それを何とかしなさいと行政に言ってくるというのはもう推測にかたいところでございます。しかしながら、それをしっかり対策をしないということは、そういう皆さんの集団心理を助長するものになりますので、ここは実効性が担保されるように、皆さんパトロールをされるなり、町民さんからのお声があった場合には速やかに動いて対処すべきと思いますが、その辺、どのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）そのようなお声がありましたら、事実確認等を行い、対処させていただきますと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）今、過料を科すということは大変に重たいいうんか、広島市の場合でもなかなか、ああいうふうな旗を持ってやっておってもなかなか難しいというふうなことがあるんですけども、これは例えば、過料を科す場合、いろんな段階を踏むと言われたんですけども、条例の規則とか細則があると思うんですけど、そういうふうなところに細かく何かそういうふうな順番とか手順とか何かが書かれているんでしょうかね。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）この条例に規定してあります指導、勧告等を行っていくという手順になっているものでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）指導、勧告といっても、何か基になるものがないと、場当たりのいうん

か、そういうふうには、例えば、ポイ捨てしとったよと連絡しても、すぐ来てもらえるものでもないし、警察でもないのにそんなにすぐ皆さんいろんな日常業務がある中で、どういうんですかね、そんなにぽっと捨てて、どっかに行ってしまうような感じだから、なかなか現実的にそういうふうなことは難しいような気がするんですけどね。一回、例えば、それを見たからといって、すぐ過料というふうなことはなかなかできんような気がするんですけども。何かこう、それこそ、ただ作った、絵に描いた餅みたいな、どうしても感じしか見れんのだけど、やっぱり条例を作るんだったら、そのあと、細則とか規則みたいなものがある程度、手順みたいなものを決めておかんかったら、なかなか実際にできんのではないかと思うような気がするんですけど、その辺のところはどうなるんでしょうかね。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）内部規定のようなものは他市町の事例を参考に、この7月1日までに決定したいと考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）3番、富永です。周知の仕方についてなんですけれども、これまでいろんなところで周知というか、ポイ捨て、喫煙は駄目ですよというふうにされても、やっぱり、やめない方がいらっしゃるのは、やっぱり周知についても問題というか、課題があるのではないかなと思いますけれども、周知の方法について、これまでどおり、従来どおりのやり方をされるのか、新しい周知のされ方をされるのか、お尋ねいたします。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）これまでも広報やホームページ等で周知を行ってまいりました。今後も引き続き、それらを行うとともに、ポイ捨て等禁止の看板を設置する又は海田町の公衆衛生推進協議会と連携して、例年、環境の日に合わせて6月に街頭キャンペーン等を行っております。そういったキャンペーンを利用して周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）多分、そういうのを見られて守られる方って、もともとポイ捨てとかはなかなかされないと思うんですけども、例えば、昨年、あるイベントで庁舎の前でたばこを吸われる方がいらっしゃったんですね。私も一言これはいけないなと思って、ここでは喫煙は駄目ですよと言っても、その方たちは移動して、別のところで見えないよう

にたばこを吸われていたんですね。そういった方たちに、目の前で、やはり罰金規定ができましたとか、そういったきちんと明確になるようなものを町でポスターを貼っていくとか、そういった目に見えたものというのは必要ではないかなと思うんですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）他市町の事例等を研究してまいります。そして、そういった効果的な周知方法等を検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。討論があるようならこれから討論を行います。まず、反対討論を許します。宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。海田町美しいまちづくり条例の一部を改正する条例について反対の立場から討論いたします。

このまちづくり条例を改正する案件について、することに、そのものにつきましては私は反対はいたしません。しかしながら、今回、定められようとしている、特に第20条、過料の問題があります。第20条、これ読みますと、第7条の規定に違反し、かつ、これ、かつという言葉が一番大きな問題だと思います。第17条の規定による命令に違反したものは2万円以下の過料に処すると規定されております。ということは、実際に、7条までの、以降の、違反を行った人間に、直接過料をかけること自体ができない。この、かつという言葉があることによってできない、実効性のない罰則規定になっております。違反をした人間がいる。それは住民が通報しようが、職員がを見つけようが結果一緒でしょうが、その後、かつ17条の規定、この17条の規定というのがこちらに書いてありますが、町長は、正当な理由がなく前条の規定に従わない者に対し、期限を定めて必要な処置を命ずることができる。これも命ずるじゃなくて、命ずることができる。まず、見つかったとしても、それに対して町長は一遍そういうことをしなければならない。じゃ、実際にこれが本当に現場でできるんかどうか、その上で同じ人間が何回か繰り返してその命令を受けなければ過料をかけることができない条例になっています。こんな条例では実効性が全くなくて、何のために作る条例か。ただ、抑止効果だけを狙った条例であるために、実効性がないと思うので、もうちょっとこれを検討して、再度、提出すべきであると考えて、反対の立場で討論いたしました。皆様の御賛同をよろしくお願い

いたします。

○議長（桑原）続いて、賛成討論。住吉議員。

○8番（住吉）8番議員、住吉です。この美しいまちづくり条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

先ほど、質疑でやかましく言いましたが、もともと私は一般質問でこれまで何度も言ってきたことであります。一步前進ということで今回は賛成いたしますが、この施行日の7月1日までに、宗像議員が言ったように、実効性を必ず持たせること、先ほど来の課長の答弁を聞いていたら、本当は罰金を科すつもりはありませんけどねというのがありありと出ている。特に、宗像議員が指摘したように、7条かつ17条に違反したらなんて無理。誰がどうやって調べるの。無茶なんですよ。机上の空論みたいな条文を設けている。しかしながらよ、これまで罰金過料というものが定められてなかった。それが作られた。従来以上には抑止力としては役に立つだろうと、そういう何というんでしょうか、過剰な希望、一步前進いたしましたので、必ずや、この施行日までには実効性を持たせる形に改善される、あるいはそういった規則を設ける、それを期待しておきまして賛成いたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。第4号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数です。したがって、第4号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第12、第5号議案、日雇労働者就職支度金の貸付に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第5号議案。日雇労働者就職支度金の貸付に関する条例を廃止する条例の制定について。日雇労働者就職支度金の貸付に関する条例の規定による就職支度金の貸付対象者がいないこと及び今後も生じることがないことから、この条例を廃止するもの

でございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）それでは、第5号議案、日雇労働者就職支度金の貸付に関する条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。議案書17ページをお願いいたします。日雇労働者就職支度金の貸付に関する条例は緊急失業対策法を基に失業対策事業の一環として貸付を行うものでございます。国の法律が廃止されていることから、現在及び将来にわたり貸付の対象者が生じることがないため、条例を廃止するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第5号議案について採決を行います。お諮りいたします。第5号議案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第5号議案については原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第13、第6号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第6号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について。道路法施行令の一部改正を踏まえ、自動運行補助施設の設置に係る占用料の額を定めるものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）それでは、第6号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。議案書の18ページをお願いいたします。併せて、資料10、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の概要及び資料11、海田町道路占用料に関する条例新旧対照表の準備をお願いいたします。説明は、資

料10の海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の概要に基づいて御説明させていただきます。1、初めに改正の趣旨につきましては、道路法施行令の一部改正を踏まえ、条例を改正するものでございます。2、改正の概要につきましては、占用物の追加でございます。施行令に準拠し、自動運行補助施設の設置に係る占用料の額を新たに定めるものでございます。次に、3、施行期日につきましては、公布の日からでございます。4、占用料の取扱いにつきましては、町内における自動運転サービスの普及促進のため、自動運行補助施設の設置に係る占用料は令和13年3月31日まで免除いたします。最後に、自動運行補助施設のイメージ図を掲載させていただいております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。4の取扱いについてで、令和13年3月31日まで免除すると書いてありますが、海田町に将来こういうところが当てはまる場所が何箇所ありますか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）免除自体は運行施設、促進ということでございますが、今時点で具体的な計画というのはございません。しかしながら、昨今、自動運転自動車というのが普及が徐々に始まっておりますので、そういったものが町内でもより早く整備されるというのを見込みまして、このような規定を設けさせていただいております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）ちょっとはつきり分らないのですが、県道やら国道なら理解できるんですが、これ、町の関係ですよね。現在、仮にこれが、すぐにやりたい業者が出てきた場合に、海田町で該当しそうな道路はどこ、町が管理する道路でどこがありますか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）この自動運行補助施設の設置には基準があるんですけども、原則的には町道全てに適用が可能かと考えております。ただ、今おっしゃられたように、最も早いのはどこかというお話であれば、恐らくひまわり通りであるとかはなみずき通りであるとか、一定の幅員を有した道路というのが優先順位が高かろうと考えております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第6号議案について採決を行います。お諮りいたします。第6号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、第6号議案については原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第14、第7号議案、道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第7号議案、道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。町が管理する道路を新設し又は改築する場合における自転車通行帯の設置基準及び歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を定めるなど、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（木村） それでは、第7号議案、道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。議案書の19ページをお願いいたします。併せて、資料12、道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要及び資料13、道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例新旧対照表をお願いいたします。説明は資料12の道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の概要に基づいて御説明をいたします。初めに、改正の趣旨につきましては、道路構造令の一部改正を踏まえ、条例を改正するものでございます。次に、改正の概要につきましては、1点目は、にぎわいのある道路空間を構築するため、歩行者利便増進道路を創設いたします。にぎわいのある歩行者中心の道路空間を構築するため、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間として、歩行者利便増進道路を創出するものでございます。必要に応じて、当該道路にベンチ、サイクルポートなどの歩行者利便増進施設等の設置場所を確保すること等を規定いたします。次に2点目、自動運行車の安全な運行を補助する自動運行補

助施設を道路附属物に追加いたします。電子・電磁的方法等により自動運行車の運行を補助する自動運行補助施設を道路附属物として整備できること等を規定いたします。最後に3点目は、自転車通行帯を追加いたします。特別の理由によりやむを得ない場合等を除き、自動車及び自転車の交通量が多い道路の車道の左寄りに自転車通行帯を設けることを規定するものでございます。次に、施行期日につきましては、公布の日からでございます。最後に、イメージ図を掲載させていただいております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9番（宗像）2点ほど聞かせていただきます。まず1点は、これに該当する町道は実際にあるんですか。これはある程度の幅がないと、自転車通行帯なんか確保できないと思うんですが、実際にこれがあるんかどうか、これが1点。もう1点、これは条例の関係になってくるんですが、先ほど議決しました条例ですよ、この中に、法第2号に規定する自動車運行装置の導線その他の導線って、これ、先に変えましたよね。で、後からこの導線の問題が道路法の、この条例が出ておりますけど、これ、てれこじゃないんですか。先にこちらを議決した上で後ろをやらなきゃいけなかったんと違うようなというような気がするんですが、その辺について問題ないんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず1点目の自転車通行帯が設置可能な道路といたしましては、海田町内では、まずひまわり大橋の上と、あと、ひまわり通りが幅員的には確保可能な路線となります。2点目、先ほどの条例改正は、民間事業者が道路に占用物件として設置する場合の占用料を規定するもので、この条例は道路管理者が自動運行装置を設置する技術的基準を定めるものでございます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第7号議案について採決を行います。お諮りいたします。第7号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第7号議案については原案のとおりこれを決めます。

暫時休憩をします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時44分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

この際、日程第15、第8号議案、令和2年度海田町一般会計補正予算から、日程第18、第11号議案、令和2年度海田町介護保険特別会計補正予算までを一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第8号議案から第11号議案まで一括で御提案申し上げます。この度の補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業等について、増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(桑原) 財政課長。

○財政課長(吉本) それでは、第8号議案、令和2年度海田町一般会計補正予算第9号について御説明いたします。まず、この度の補正予算の編成に当たりましては、国の経済対策と連動し、令和2年度補正予算と令和3年度当初予算を一体として編成しており、国の第3次補正予算に係る特定財源の活用が見込まれる事業については積極的に前倒しをして、この度の補正予算で計上し、財源を確保しながら繰越事業で対応するように取り組んでおります。また、この度の補正予算では、決算見込みに基づく各種事業費の増減や人件費関係の増減等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により不用となった予算の減額措置を行っております。その他、精算に伴う前年度国・県支出金の返還金の増や、この度の特別会計の補正予算に伴う繰出金の増減等を行っておりますが、件数が繰返し多く出てまいりますので、これらの個別の説明は一般会計、特別会計ともに省略させていただき、主な事業について御説明をさせていただきます。

それでは、資料14の令和2年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料14の17、18ページをお願いいたします。2の一般管理費一般事務事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、特別旅費を減額する一方で、

感染防止対策に係る職員間のパーテーションを購入するため消耗品費を増額するものでございます。次に、4、バス路線維持事業については、新型コロナウイルス感染症の影響による乗客減に伴い、海田町地方バス路線維持費補助金を増額するものでございます。次に、19、20ページをお願いします。7、文書電子化事業については、公文書の電子化を進めるため増額するもので、繰越明許費により対応いたします。次に、1、広報事業については、町ホームページのトップページのデザインをリニューアルするため増額するもので、繰越明許費により対応いたします。続いて、21、22ページをお願いします。3、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業については、オリンピック聖火リレー実施に係る業務委託料として増額するもので、繰越明許費により対応いたします。続いて、23、24ページをお願いします。2、電算システム改修事業については、既存の各種委託料の執行残を減額する一方で、顔認証追加対応業務委託料については、セキュリティ強化と住民の窓口待機時間短縮のため、パソコン利用時の認証方式として顔認証システムを導入するため新たに増額するもので、繰越明許費により対応いたします。次に、5、地図情報アプリ運用事業については、町民生活課の防犯灯管理や防災課の避難世帯数等の管理に使用するため、地図情報アプリを導入するもので、繰越明許費により対応いたします。一番下の町内循環バス運行事業については、新型コロナウイルス感染症の影響による乗客減に伴い、運行負担金を増額するものでございます。次に、27、28ページをお願いします。5、社会保障・税番号制度運営事業については、不用が見込まれる通信運搬費を減額する一方で、不足が見込まれる地方公共団体情報システム機構への交付金を増額するもので、同額の国庫支出金を歳入で併せて増額いたします。

次に、39、40ページをお願いいたします。下から二つ目の町民センター空調設備改修事業は、町民センター3階ホールの空調設備を改修するため増額するもので、財源として地方債を併せて増額し、繰越明許費により対応いたします。なお、工事関係の追加については、資料15から資料21にかけて、工事等箇所図をそれぞれ併せて提出しております。続いて、45、46ページをお願いします。2、保育促進事業については、不用額を整理する一方で、消耗品費及び感染症対策予備費については感染拡大防止のため増額するもので、財源として国庫補助金を活用し、繰越明許費により対応いたします。次の3、私立保育所等保育事務事業のうち総合対策総合支援事業費補助金についても感染拡大防止のため増額するもので、財源として国庫補助金を活用し、繰越明許費により対応い

たします。次に、4、保育所整備事業は、認定こども園整備に係り、整備費用の一部を補助するもので、財源として国庫支出金を併せて増額し、繰越明許費により対応いたします。

続いて、53、54ページをお願いいたします。下段の1、予防一般事務事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係り、消耗品費及び医薬材料費を増額するものでございます。次に、3、健康づくり・子育て支援ホームページ作成事業は、健康づくりや子育て支援の普及啓発を図り、情報発信を行うためのホームページを作成するため増額するもので、繰越明許費により対応いたします。続いて、55、56ページをお願いいたします。新型コロナウイルスワクチン接種事業については、新型コロナウイルスワクチン接種を推進するため増額するものでございます。財源としては、歳入で増額する新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金とワクチン体制確保事業費国庫補助金と感染症対応地方創生臨時交付金の活用を見込んでおり、繰越明許費により対応いたします。事業概要については、資料17を併せて提出しております。

続いて、61、62ページをお願いします。海田町地域経済応援事業につきましては、感染拡大防止、地域経済の活性化、地域住民の生活支援等の観点から、感染状況等に応じて事業展開するため、また、広島県と連携して、売上げが減少した飲食店等に対する支援を行うため増額するもので、財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、繰越明許費により対応いたします。

続いて、65、66ページをお願いします。上から三つ目の道路施設等管理システム整備事業については、窓口対応における効率化を図り、住民サービスの向上を図るため、建築確認関係資料の電子化を図るため増額するもので、繰越明許費により対応いたします。次の町内道路修繕事業と町道2号線瀬野川西踏切整備事業と橋りょう修繕事業で増額する部分は、国の第3次補正予算に係る国庫補助金及び起債を活用し、事業推進するためのもので、繰越明許費により対応いたします。続いて、67、68ページをお願いします。都市計画調査事業については、海田町都市計画マスタープラン及び海田町立地適正化計画の業務内容に防災指針の検討及び新たな交通拠点形成の新検討を追加することによる調査委託料の増で、財源として国庫支出金を活用し、繰越明許費により対応いたします。次に、海田総合公園指定管理事業については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う使用料収入の減収に係り、指定管理者に補償するため増額するものでございます。次に、海田総合公園整備事業については、国の第3次補正予算に係る補助金及び起債を活

用し、事業推進するため増額するもので、繰越明許費により対応いたします。

続いて、75、76ページをお願いいたします。地域防災計画推進事業の増額部分については、国土強靱化地域計画を策定するため増額するもので、繰越明許費により対応いたします。次に、防災体制強化事業については、防災ライブカメラを設置するため増額するもので、財源として地方債を活用し、繰越明許費により対応いたします。

続いて、77、78ページをお願いします。事務局一般事務事業の増額部分については、教育委員会事務局内で校務支援システムを使用できるように、ネットワークの移設及びシステムの設定を行うための経費の増でございます。続いて、79、80ページをお願いします。1、小学校管理運営事業のうち消耗品費及び感染症対策用備品については感染防止対策のため増額するもので、財源として国庫補助金を活用し、繰越明許費により対応いたします。7、小学校トイレ改修事業については、海田南小学校トイレの洋式化等に係る改修設計を行うため増額するもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、繰越明許費により対応いたします。なお、小中学校トイレ改修事業の概要については、資料20を併せて提出しております。続いて、81、82ページをお願いします。小学校ICT活用事業については、タブレット本体の入札執行残を減額する一方で、タブレットドリル使用料及びウェブカメラ・スタンドを増額するもので、繰越明許費により対応いたします。続いて、83、84ページをお願いします。1、中学校管理運営事業のうち消耗品費及び感染症対策用備品については、小学校と同様に感染防止対策のため増額するもので、財源として国庫補助金を活用し、繰越明許費により対応いたします。7、中学校トイレ改修事業については、海田南小学校と同様に、海田中学校のトイレの洋式化等に係る改修設計を行うため増額するもので、国の臨時交付金を活用し、繰越明許費により対応いたします。続いて、85、86ページをお願いします。中学校ICT活用事業については、小学校と同様にタブレット本体の入札執行残を減額する一方で、タブレットドリル使用料等を増額するもので、繰越明許費により対応いたします。続いて、89、90ページをお願いします。学校施設開放事業は、海田小学校防球ネットの改修を行うため増額するもので、繰越明許費により対応いたします。次に、91、92ページをお願いします。農地等災害復旧事業については、農地災害復旧を進めるため、必要な費用を増額するもので、財源として国庫支出金を活用し、繰越明許費により対応いたします。

次に、93、94ページをお願いします。道路橋りょう災害復旧事業については、道路橋

りょうの災害復旧を進めるため、必要な費用を増額するもので、財源として地方債を活用し、繰越明許費により対応いたします。

続きまして、歳入でございます。歳入につきましても額の確定や決算見込み、歳出補正に連動した特定財源の増減等ございますが、件数が繰返し多く出てまいりますので、個別の説明は省略し、主なものについて説明をさせていただきます。11ページ、12ページをお願いいたします。中段、財政調整基金繰入金については、財源調査のため減額するものでございます。次の繰越金については、前年度の決算剰余金に係り増額するものでございます。次に、13、14ページをお願いいたします。14ページ最後の減収補填債については、地方消費税交付金等の減収に係り、起債を発行するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第8号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましても、既定の歳入歳出予算の総額に8,930万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を158億1,409万8,000円とするものでございます。次に、繰越明許費の補正は、第2表により年度内完了が見込まれない事業について追加及び変更を行います。また、地方債の補正は第3表により、歳出事業費の変動等に伴い、追加及び変更を行います。以上で、令和2年度海田町一般会計補正予算第9号の説明を終わります。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）続きまして、第9号議案、令和2年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第3号について御説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、お手元にお配りしております資料22の令和2年度補正予算説明書にしたがいまして、一般会計の補正予算と同様に主なものを説明させていただきます。

それでは、資料22の3ページ、4ページをお願いいたします。歳出のうち、総務費の総務管理費の二つ目の公共下水道事業受益者負担金徴収事業につきましても、前納報奨金が見込みを上回ったため、2万6,000円を増額するものでございます。9ページ、10ページをお願いいたします。事業費の下水道事業費の1、公共下水道整備事業につきましても、不用額の整備等以外として、雨水整備工事の度重なる入札不調により工事に支障となる水道管の移設工事について、今年度分を取りやめ、来年度改めて計上させていただくため、併せて減額させていただいております。

続きまして、歳入について説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。1款の分担金及び負担金につきましても、受益者負担金の収納額が見込みを下回ったため、76万5,000円を減額するものでございます。その他、歳出の減額に伴う歳入の減額

を行っていますが、これらの説明は省略させていただきます。

続きまして、議案について説明いたします。第9号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から6,056万2,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を11億4,076万6,000円とするものでございます。次に、地方債の補正でございます。3ページをお願いいたします。第3表、地方債補正につきましては、対象事業費等の減により起債の限度額を減額するものでございます。以上で、令和2年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第3号についての説明を終わります。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（近森） それでは、令和2年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第4号について説明させていただきます。

まず、歳出から主な事業について御説明いたします。資料23の7ページ、8ページをお願いいたします。保険給付費、療養諸費の一般被保険者療養給付事業につきましては、被保険者数の減少等により2,200万円を減額するものでございます。続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。高額療養費の一般被保険者高額療養事業につきましては、一般被保険者の高額療養費が見込みを上回ったため、883万8,000円を増額するものでございます。次に、19ページ、20ページをお願いいたします。特定健康診査等事業費の特定健康診査等事業につきましては、特定健診受診者数が見込みを下回ることにより、委託料を350万円減額するものでございます。次に、21ページ、22ページをお願いいたします。基金積立金の基金管理事業につきましては、歳入歳出の剰余金が見込まれるため、777万8,000円を増額するものでございます。次に、23ページ、24ページをお願いいたします。諸支出金、償還金及び還付加算金の保険給付費等交付金償還事業につきましては、令和元年度普通交付金の特定健康診査等分の精算に伴う返還金が生じたため320万円、令和元年度特別交付金につきましては61万2,000円をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。3款、国庫支出金、災害臨時特例補助金の災害等臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対して、保険税の減免の特例措置を実施したことにより、484万7,000円を増額されるものでございます。次に、4款、県支出金、県補助金、保険給付費等交付金の普通交付金につきましては、保険給付費の減に伴い、1,816万2,000円減額されるものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第10号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ565万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,486万6,000円とするものでございます。以上で、令和2年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第4号の説明を終わります。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）続きまして、第11号議案、令和2年度海田町介護保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、資料24、令和2年度補正予算説明書にしたがい、歳出から主な事業について御説明いたします。

それでは、資料24の保険事業勘定の5ページ、6ページをお願いいたします。保険給付費の介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付事業につきましては、介護予防サービスの1人当たりの給付費が見込みを上回ったため、220万2,000円を増額するものでございます。7ページ、8ページをお願いいたします。保険給付費の高額介護サービス等費の高額介護サービス費支給事業、高額医療合算介護サービス費支給事業につきましては、1人当たりの給付費が見込みを上回ったため、306万8,000円、85万1,000円をそれぞれ増額するものでございます。17ページ、18ページをお願いします。地域支援事業費の高額介護予防サービス等諸費の高額介護予防サービス費相当事業につきましては、支給対象者数及び1人当たりの給付費が見込みを上回ったため、8万3,000円を増額するものでございます。19ページ、20ページをお願いいたします。基金積立金の介護給付費準備基金積立金の基金管理事業につきましては、歳入の介護保険料の減に伴い、1,472万円を減額するものでございます。

続きまして、歳入についても、主なものを御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。1款、保険料の第1号被保険者特別徴収保険料につきましては、対象者数の減及び1人当たりの保険料額が見込みを下回ったことにより、1,558万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第11号議案をお願いします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から7,198万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を20億9,652万6,000円とするものでございます。以上で、令和2年度海田町介護保険特別会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

この際、議長よりお諮りいたします。第8号議案、令和2年度海田町一般会計補正予算から第11号議案、令和2年度海田町介護保険特別会計補正予算までの4議案については、予算委員会に付託して審査をすることといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第8号議案から第11号議案までの4議案について予算委員会に付託することと決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第19、施政方針について、町長より申出がございましたので、これを許します。町長。

○町長(西田) それでは、本議会に提案しております令和3年度一般会計及び特別会計の各予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と令和3年度予算の概要及び主要施策について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、海田町を取り巻く諸情勢について申し上げます。日本経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあり、今後の先行きについては、各種施策の効果等により、持ち直しの動きが期待される一方で、国内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があると言われております。

次に、令和3年度地方財政対策につきましては、国において地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化等に必要な措置を講ずるものとされております。

次に、広島県経済の動向につきましては、持ち直しの動きが期待される一方で、感染症の地域経済に与える影響に十分注意する必要があると言われております。このような中、本町の税収の動向につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和3年度の町税総額は減収を見込んでいるところでございます。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和2年度に9回にわたる補正予算により必要な予算確保をし、国や県と連携しながら感染防止対策、家計支援や子育て世帯への生活支援、事業者の支援、医療機関への支援等、様々な事業に取り組んでおります。また、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、実施体制を確保の上、現在準備を進めており、円滑かつ速やかに接種ができるよう努めてまいります。いまだ感染収束が見通せない状況の中、密閉、密集、密接の三つの密を避け、マスクの着用、手洗い、うがいや手指消毒

の徹底、人と人との距離の確保など、新しい生活様式の実践を呼びかけながら、引き続き、町民の生命と生活を守る取組を推進してまいります。

次に、災害復旧復興・災害対策について申し上げます。平成30年7月豪雨災害以降、災害に強いまちづくりを目指して、復旧・復興に全力で取り組むとともに、インフラの強靱化、防災意識の高揚や防災体制の強化に取り組んでいるところです。また、被災者支援につきましては、地区担当保健師の活動と一体的に取り組むことで被災された方々も含めた地域相談支援の充実を図ってまいります。防災・減災という観点で対策を進めていく上で、引き続き、3点の取組を推進してまいります。一つ目は、将来に向けての再度災害の防止、二つ目は、迅速で安全な住民避難行動の促進、三つ目は、自主防災組織等による地域防災力の向上です。被災された方々の一日でも早い生活再建と復旧・復興の実現に向けて、引き続き、関係機関と連携を図りながら、鋭意取り組んでまいります。

次に、今後のまちづくりについて申し上げます。令和3年度は第5次海田町総合計画の開始年度であり、海田町の新たなまちづくりの方向性に基つき、施策の総合的かつ計画的な実施に取り組んでまいります。また、全国的な人口減少や社会情勢の変化を踏まえながら、海田町らしさを生かした持続可能なまちづくりを進めてまいります。町全体の人口につきましては、令和2年12月末時点で1年前から175人増加して、3万335人となりました。自然増が80人、社会増が95人と、自然増減及び社会増減の両方で増加しております。この傾向を継続できるよう、引き続き、子どもを安心して産み育てることができる、そして、暮らしやすい環境の整備等に取り組んでまいります。各政策分野に掲げる目標の達成に向け、施策を効果的に実行できるPDCAサイクルにより取組を推進してまいります。今後も庁舎移転事業、広島市東部地区連続立体交差事業の大規模事業の着実な推進や東広島バイパス及び広島南道路の整備促進を図りながら、総合計画に掲げる施策に取り組み、町民の皆様に暮らしやすさを実感していただき、選んでいただける町となるよう、全力で取り組んでまいります。中でも、庁舎移転事業につきましては、引き続き、防災拠点の整備、住民サービスの向上に向けて事業を推進してまいります。また、災害に強くコンパクトで利便性の高い都市の実現を図るため、引き続き、海田町都市計画マスタープランの改定及び海田町立地適正化計画の策定作業を進める中で、災害リスクの回避や低減のための防災指針を定めるとともに、海田東地区における新たな交通拠点に向けた検討を行ってまいります。強靱化への取組につきましては、大規模自

然災害に対し、町民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧・復興に資する強靱な地域づくりを計画的に推進するために、海田町国土強靱化地域計画の策定を進めてまいります。

続いて、令和3年度の重点取組事項に関して、第5次海田町総合計画の体系に沿って、令和2年度補正予算対応分を含めて、主な新規・拡充事業を中心に御説明をいたします。

1点目の子どもの健やかな育ちを支えるまちづくりにつきましては、全ての家庭において、子どもを安心して産み育てることができるよう、子育て支援サービスの充実を図ってまいります。乳幼児等医療費助成につきましては、通院医療費の対象年齢を令和4年1月診療分から拡大いたします。従来の小学校3年生までとしているものを小学校6年生までに拡大することにより、子育て家庭が安心して暮らしやすいまちづくりを推進してまいります。かいた版ネウボラにつきましては、妊娠、出産、子育て期において、地区担当保健師の訪問、相談、指導と、子育て教室等や家族参加型の講座等を開催するとともに、各種媒体による情報発信に努め、切れ目のない支援の充実を図ってまいります。新型コロナウイルス感染症対策として、各種事業において密を避けるなどの対策を行うとともに、オンライン端末による保健指導や個別相談を行い、外出を控える妊産婦や子育て家庭への支援も併せて行ってまいります。更に、子育て家庭の支援につきましては、新たに乳児のいる家庭に対して定期的におむつを支給し、経済的な負担の軽減を図るとともに、支給の際に育児相談や各種情報の提供を行い、乳児期の事業と併せて、継続的な見守り支援を行ってまいります。また、幼児教育と小学校教育との円滑な接続につきましては、引き続き、町内幼稚園、保育所等と町立小学校との連携、協力により、子どもたちの育ちと学びを連続させていく幼保小連携教育の充実を図ってまいります。特に保育サービスにつきましては、増加する保育・教育ニーズに対応するため、民間事業者による更なる受入体制の拡大を図り、待機児童対策を進めてまいります。保育士確保対策につきましては、町内私立保育所及び認定こども園において、雇用する保育士を継続的に確保するため、国や県の補助金を活用し、支援を行ってまいります。町内4小学校区の児童クラブにつきましては、引き続き、運営を民間事業者に委託し、サービスの向上及び安定的な運営を図ってまいります。また、放課後子供教室につきましては、児童を対象に、引き続き、地域住民等の協力を得ながら様々な体験活動の場を提供するほか、学習支援の場、学びの広場を継続してまいります。児童虐待等の予防につきましては、人工知能を活用したリスク予測を行うシステムを構築し、子どもや家庭への支援

を行う体制を強化してまいります。次に、学校教育の充実につきましては、令和3年度は、夢と志を持ち、挑戦する児童生徒の育成を目標に掲げ、町内二つの中学校区において、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールを基盤として、小中一貫教育を充実させ、地域に開かれた信頼と特色ある学校づくりに取り組んでまいります。また、児童生徒に情報技術を適切かつ効率的に学習や日常生活に活用する能力を育成するため、町立の全小中学校に整備した高速大容量のネットワーク環境、1人1台端末を効果的に活用する教育の情報化を進めてまいります。特別支援教育につきましては、通常学級に在籍する特別の配慮を必要とする児童生徒に対して、引き続き、通級による指導の充実に努めてまいります。不登校対策につきましては、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を支援するため、引き続き、学校内外の適応指導教室等において、悩みを抱えている児童生徒の学校生活復帰を目指してまいります。教育環境の整備につきましては、学校施設長寿命化計画を踏まえ、学校施設の衛生環境の改善、老朽化等に対応するため、トイレの洋式化、学校施設の長寿命化改修を計画的に進め、安心安全な教育環境の確保に努めてまいります。教員の働き方改革につきましては、教務事務の効率化、業務の負担軽減、時間外勤務の削減等を図るため、校務支援システムの活用、学校給食費公会計化システムの導入を進めてまいります。

2点目の災害に強く安全なまちづくりにつきましては、平成30年7月豪雨災害の教訓や経験等を踏まえ、土砂災害や河川氾濫、地震や津波など様々な災害を想定し、災害発生時に迅速な避難行動を促せるよう、的確に避難情報を発信する体制を整えてまいります。また、各地域における防災知識の普及や防災訓練の推進を図り、引き続き、地域の方々とともに、災害に強い体制づくりに取り組むため、出前講座を開催し、住民一人ひとりの防災行動計画、ひろしまマイ・タイムラインの作成を推進してまいります。再度災害の防止につきましては、平成30年7月豪雨より被害を受けた道路や河川等について、できる限り早期の復旧・復興を図るため、引き続き、本復旧工事の進捗を図ってまいります。広島県が実施する砂防えん堤整備、尾崎排水機の増設及び瀬野川高潮対策につきましては、引き続き、早期完成に向け、推進されるよう強く要望してまいります。また、町におきましては、西ノ谷川周辺の避難路の確保、平成30年7月豪雨で越水が発生した河川に係る改修等を実施するとともに、今後の道路及び河川の強靱化計画について検討をしてまいります。雨水浸水対策につきましては、引き続き、雨水幹線の整備に取り組むとともに、効率的な浸水軽減対策を進めてまいります。住宅の安全性の向上につつま

しては、土砂災害特別警戒区域内の既存住宅の土砂災害対策改修に係る助成を行ってまいります。また、耐震化につきましては、海田町耐震改修促進計画の見直しを行い、地震に強い住環境整備を促進してまいります。次に、避難行動の促進につきましては、高潮災害から町民の皆様が迅速で安全な避難行動を取れるよう、避難に関する情報の意味、取るべき行動や被害の想定などを周知するために、必要となる事項を示した高潮ハザードマップを作成し、全世帯に配付してまいります。避難行動要支援者の支援につきましては、災害時に自力で避難することが困難な方々の名簿を作成し、地域の自主防災組織などの支援機関に提供するとともに、支援体制の強化を図ってまいります。災害対応につきましては、気象情報など各種データを複数のモニターに表示するシステムを導入いたしました。これにより災害対策本部での情報共有、迅速な意思決定、住民や関係機関への情報伝達体制の強化を図り、災害対応の更なる充実に努めてまいります。また、防災ライブカメラを増設し、カメラ映像を配信することや地域特性をより詳細に提供することにより、住民自らの避難行動を促進する取組を行ってまいります。防災情報伝達体制の充実ににつきましては、防災情報メールや緊急速報メール、町公式ラインなどを活用して、町民の皆様が迅速かつ正確に情報を伝達してまいります。職員に対しては、引き続き、水害対処訓練、防災教育、職員参集訓練等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設及び運営訓練を実施し、防災体制の強化に努めてまいります。地域防災力の向上につきましては、海田町防災対策基本条例の基本理念である自助、共助、公助の考えのもと、災害に強いまちづくりを推進してまいります。そのため、地域住民や関係機関と連携した海田町総合防災訓練の実施、防災リーダーなど地域の防災力を高める人材育成、自主防災組織に対する助成による防災組織の活性化、災害時支援協定の締結による災害対策の強化等に引き続き取り組んでまいります。また、災害の記憶を風化させないための取組につきましては、海田町防災の日に合わせて、平成30年7月豪雨災害に係る追悼献花台の設置を行うとともに、自主防災組織や各小中学校での防災講話などを行ってまいります。

3点目の地域特性を生かした基盤整備によるまちづくりにつきましては、住民生活や地域活力を支える基盤として、安全性や快適性に配慮した有機的な道路のネットワーク形成を図り、計画的かつ段階的なまちづくりに取り組んでまいります。また、市街化区域内の災害リスクの高い区域などについて、市街化の抑制を図るため、市街化区域から市街化調整区域に編入することを目的とした区域区分の見直し案の作成を行ってまい

ります。広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、鉄道の設計等に対する地元負担を行ってまいります。また、東広島バイパスにつきましては、令和4年度の全線開通へ向けて事業の促進を国に要望してまいります。広島南道路につきましては、平面部の慢性的な渋滞の解消を図るため、引き続き、高架部の早期完成を国に要望してまいります。また、新畝橋については、早期の事業着手に向け、財源の確保を図るため、国及び県に対して働き掛けてまいります。町道の橋りょうや舗装などの老朽化対策につきましては、5年ごとに行う定期点検の結果に基づき、計画的な修繕工事等を実施してまいります。海田町総合公園につきましては、自然と親しむレクリエーションの場として整備を進め、小さな子どもから高齢者まで多様な世代が遊びや健康づくりができる場を設けることで、より多くの利用者層が親しめ、体感できる公園づくりを進めてまいります。水道事業につきましては、浄水場の浸水対策を効率的に進めるため、実施設計及び用地の購入に取り組んでまいります。公共下水道事業につきましては、健全な事業経営を継続していくため、令和5年度から地方公営企業法の適用に向けて移行事務に取り組んでまいります。また、公共下水道の汚水面整備につきましては、未普及地区解消に努めてまいります。

4点目の健康で安心して暮らせるまちづくりにつきましては、第3次海田町地域福祉計画に基づき、地域の様々な課題を解決するために、住民一人ひとりの努力、住民同士の助け合い、公的な制度の連携を地域で推進する地域共生社会の実現に取り組んでまいります。生活困窮者への支援につきましては、引き続き、相談支援体制を確保するとともに、関係団体との連携を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方を含め、相談者一人ひとりに寄り添った支援を行ってまいります。ひきこもり対策につきましては、引き続き、相談支援体制を確保するとともに、居場所づくりや社会参加に向けた支援を行ってまいります。次に、健康づくりの事業の推進につきましては、健康づくりや子育て支援に関するホームページを新たに作成し、住民が興味を持てる魅力あるホームページにするとともに、その情報を活用してもらえよう、普及啓発に努めてまいります。がん検診につきましては、受診率向上を図るため、広報や海田町ホームページ等で啓発し、未受診者に再勧奨を行ってまいります。また、集団健診は感染症予防対策を徹底して実施してまいります。歯周疾患検診につきましては、引き続き、歯周病の予防が全身の健康につながることを周知し、定期的に歯周疾患検診を受けていただけるよう啓発してまいります。高齢者福祉の推進につきましては、令和3年度が開始年度に当たる

海田町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの充実、介護予防施策の推進など、高齢者一人ひとりが生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる社会の実現に向けて取組を進めてまいります。介護予防施策の推進につきましては、高齢者活動ポイント事業を新たに開始し、健康寿命の延伸、介護予防、社会参加の推進に努めてまいります。また、高齢者の健康づくりと介護予防をより効果的に行うため、保健事業と介護予防を一体的に実施してまいります。障がい者福祉の推進につきましては、令和3年度が開始年度に当たる第3次海田町障がい者基本計画、第6期海田町障がい福祉計画・第2期海田町障がい児福祉計画に基づき、障がい者施策を計画的かつ総合的に進めてまいります。国民健康保険につきましては、引き続き、医療費の適正化に取り組むとともに、新たに介護予防との一体的な事業に取り組むことにより、住民の健康の保持・増進を図ってまいります。

5点目の誰もが輝くまちづくりにつきましては、オリンピックの開催等に合わせて、聖火リレーや企画展示を行ってまいります。また、本町の歴史文化を継承していくため、文化財の適切な保存と情報発信に努めてまいります。芸術文化・スポーツの振興につきましては、海田町文化スポーツ協会と協働で進めてまいります。

6点目の環境にやさしいまちづくりにつきましては、海田町公衆衛生推進協議会等と連携し、環境に対する意識啓発を実施するとともに、照明のLED化など、温室効果ガス排出量削減に向けた取組を推進してまいります。また、不法投棄防止及び資源物持ち去り防止の取組を強化するとともに、家庭ごみの持ち出しが困難な高齢者や障がい者の方などの日常生活の負担を軽減するため、戸別収集を実施してまいります。

7点目のにぎわいと交流のまちづくりにつきましては、交流人口の拡大やにぎわいの創出を目的として、旧千葉家住宅や西国街道、日浦山などを活用し、住民団体や他市町とも連携しながら、魅力の発信に取り組んでまいります。町花ひまわりPRキャラクター、ヒマ太君の更なる活用や新規事業の海田町魅力フォトコンテストを通して、町の魅力を町内外に伝えられるよう取り組んでまいります。

8点目のデジタル化の推進につきましては、国においてデジタル庁が創設され、社会全体のデジタル化の加速が予測されます。本町においても更なるデジタル化を推進し、行政運営の効率化を図るとともに、デジタル化等により住民福祉の向上につながるものは積極的に導入を進めるため、業務の企画・立案・運用・管理の総括を行う組織を設置することとし、総務部デジタル推進課を新設いたします。マイナンバーカードにつつま

しては、更なる取得率の向上に努め、デジタル化の利便性を実感いただけるよう取り組んでまいります。また、行政手続等に申請書、届出書等の押印・署名の可否や公印の押印の可否に関して見直しを行い、行政手続等の簡素化及び町行政の効率化を図ってまいります。

最後に、令和3年度の本町の予算編成につきましては、海田町中期財政運営方針に基づき、持続可能で安定的な財政運営に努め、財源を確保しながら、第5次海田町総合計画に掲げた施策を重点的に推進する予算といたしました。また、国の経済対策と連動し、令和2年度補正予算と令和3年度当初予算を一体として編成しております。以上、施政方針を申し上げましたが、私は、将来あるべき姿に向かって、何をすべきかを考えるとともに、過去の歴史や先人の足跡に学ぶ観点を大切にいたします。将来に向かっての観点として、第5次海田町総合計画において、ひと・まち・みらいをつなぐ、暮らしやすさが実感できるまち、かいた、という都市像を掲げ、その実現に向けたまちづくりの方針を定めたところです。歴史に学ぶ観点では、私は長く野球に関わってきましたが、野球の例えで言いますと、近年、リーグ優勝を重ねているカープにもかつて弱小球団と呼ばれた時代があり、存続の危機にまで至ったことがありました。そこから球団や選手はもちろん、応援する人々の熱意と様々な取組の結果、育成のカープ、全員野球のカープと称されるまでになり、現在の隆盛を実現した歴史があります。過去に厳しい状況を経験したからこそ、その底力が他球団にないカープの強みの一つだと思います。また、本町の偉大な先人の一人である織田幹雄さんは、より速く、より高く、より強く、というオリンピック精神を表す言葉を好んで使っておられました。その生涯を通じて、更なる高みを目指すとともに、後進の育成にも力を尽くされた氏の姿勢が込められている言葉であり、スポーツの世界のみならず、我々の生き方にも通じるものだと思います。我々を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少社会に合わせ、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう状況にあります。国、県と連携し、町民の皆様とともに、まちづくりを進め、暮らしやすさが実感できるまちの実現に向けて、全力を尽くしてまいります。

○議長（桑原）以上で施政方針演説を終わります。本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会としたいと思います。これを御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することを決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集いただきたいと思います。本日は大変御苦勞様でした。

午後2時06分 延会